

衆議院 法務委員会 議 録 第 七 号

令和四年三月二十五日(金曜日)

午前九時三十三分開議

出席委員

委員長 鈴木 馨祐君

理事 井出 庸生君 理事 熊田 裕通君

理事 葉梨 康弘君 理事 山田 美樹君

理事 鎌田さゆり君 理事 階 猛君

理事 守島 正君 理事 大口 善徳君

理事 東 国幹君 理事 五十嵐 清君

石橋林太郎君 尾崎 正直君

奥野 信亮君 国定 勇人君

田所 嘉徳君 高見 康裕君

谷川 とむ君 中谷 真一君

中野 英幸君 西田 昭二君

野中 厚君 八木 哲也君

山田 賢司君 伊藤 俊輔君

鈴木 庸介君 藤岡 隆雄君

山田 勝彦君 米山 隆一君

阿部 弘樹君 前川 清成君

日下 正喜君 福重 隆浩君

鈴木 義弘君 本村 伸子君

参考人 (一)橋大学大学院法学研究科教授 山本 和彦君

参考人 (日本司法書士会連合会会長) 小澤 吉徳君

参考人 (紀尾井町戦略研究所株式会社代表取締役社長) 別所 直哉君

参考人 (弁護士) 松森 彬君

法務委員会専門員 藤井 宏治君

本日の会議に付した案件

民事訴訟法等の一部を改正する法律案(内閣提

出第五四号)

○鈴木委員長 これより会議を開きます。

内閣提出、民事訴訟法等の一部を改正する法律案を議題といたします。

これより質疑に入ります。

本日は、本案審査のため、参考人として、一橋大学大学院法学研究科教授山本和彦君、日本司法書士会連合会会長小澤吉徳君、紀尾井町戦略研究所株式会社代表取締役社長別所直哉君及び弁護士松森彬君、以上四名の方々に御出席をいただいております。

この際、参考人各位に委員会を代表して一言御挨拶を申し上げます。

本日は、御多忙の中、御出席を賜りまして、誠にありがとうございます。それぞれのお立場から忌憚らない御意見を賜れば幸いに存じます。

次に、議事の順序について申し上げます。

まず、山本参考人、小澤参考人、別所参考人、松森参考人の順に、それぞれ十五分程度御意見を述べいただきます。その後、委員の質疑に対してお答えをいただきますと存じます。

なお、御発言の際はその都度委員長の許可を得て発言していただくようお願いいたします。また、参考人から委員に対して質疑をすることはできないことになっておりますので、御了承願います。

それでは、まず山本参考人をお願いいたします。

○山本参考人 一橋大学の山本でございます。

本日は、裁判IT化に関する民事訴訟法等改正法律案について意見を述べる機会を与えていただき、誠にありがとうございます。

私は、現在、大学において民事訴訟法の研究及

び教育に携わっておりますが、本日は、民事訴訟法の研究者として、また、裁判手続等のIT化検討会の委員、座長、法制審議会民事訴訟法(IT化関係)部会の委員、部会長として、この問題の議論にこれまで関与してきた立場から、意見を申し述べさせていただきますと存じます。

さて、従来の民事訴訟のIT化が必ずしも十分でなかったことは否定できません。ただ、現行民事訴訟法も、平成八年の制定当時は、当時の技術を十分に活用するものでした。例えば、電話会議システムによる争点整理、ファクスによる準備書の交換、裁判所間をつなぐテレビ会議システムによる証人尋問等を可能にしておりましたし、さらに、司法制度改革審議会の議論を受けて、平成十六年の法改正においては、一般的な形でオンライン申立てを可能とする民事訴訟法百三十二条の十という条文も設けられました。

その意味で、私の認識では、平成の前半期は改革の時代と言うことができたのではないかと思います。残念ながら、平成後半は逆に停滞の時代になってしまいました。

平成十六年の改正は最高裁判所規則の定めを前提にしていたものでありますが、その規則は先般ようやく成立したものの、十五年以上にわたって、實際上この条文は死文化しております。

その意味で裁判のIT化というのは停頓していたわけですが、その結果として、この面での諸外国との格差は拡大する一方であり、IT技術の活用には元々積極的なアメリカはもちろん、ヨーロッパ諸国、さらには、アジアではシンガポールや韓国などにも次々と追い抜かれ、結果として日本は裁判IT化の後進国になってしまいました。

その意味で、今回の改正は、やや遅きに失した感もありますが、必須のものであるというふうに考えております。

今回の改正は、何よりも裁判利用者の利便の促進に着目したのになっております。オンライン申立てによって、裁判所に行かずに訴えの提起その他の訴訟行為を当事者が行うことができますし、電磁的記録のオンラインによる送達、いわゆるシステム送達というものも設けられました。また、判決書や期日調書、訴訟記録の電子化により、当事者は、自宅や事務所等から、裁判所の外からオンラインで事件記録を閲覧し、またダウンロード等もすることができるようになります。

さらに、ウェブ会議による口頭弁論期日や証人尋問等も可能となり、既に可能になっているウェブ争点整理も含めて、裁判所に実際に行かなくても手続を進行することができますし、離婚訴訟や離婚調停での和解、調停の成立もウェブ期日で可能となっております。

また、訴訟費用も、従来の収入印紙や郵便切手に代えて、郵便費用も手数料に一元化した上で、ページ等による手数料の支払いが可能となっております。

このような形で、裁判所から遠隔地に居住している当事者や、高齢者等の物理的な移動が困難な当事者にとって、さらには離婚を望むDV被害者等も含めて、今回の改正は大きな便宜を与えるものであり、過疎化や高齢化が進む日本社会において裁判を受ける権利を実質的に確保する重要なツールとなり得るものと考えております。

さらに、より一層の訴訟の適正迅速化を図る措置として、法定審理期間訴訟手続も設けられております。これはいわば民事訴訟のDX化とも言えるものであります。

御承知のように、DX、デジタルトランスフォーメーションというのは、単に、紙を電子に、あるいは郵送、ファクスをオンラインに変えるというだけではなくて、そのような技術を活用して、仕

事の仕方、手続の在り方自体を根本的に変え、ユーザーにとってより利用しやすい手続にしておく試みと承知しております。

現在の民事訴訟の課題としては、当事者にとって審理期間の予測が困難であるため、その利用をちゅうちょする者が多いという点が制度利用者を対象としたアンケート調査で明らかにされており、結果として訴訟事件数が停滞、減少しているという問題点が挙げられております。

法定審理期間訴訟手続は、ＩＴ化の利便を生かしながら、六か月以内の審理の終結をあらかじめ法定することで、当事者の予測可能性を確保し、民事訴訟の利用を促進しようとするものであります。

また、近時の民事訴訟に求められるニーズとしては、当事者のプライバシーや個人情報に対する意識の高まりを反映して、秘密保護の充実という点も求められております。

これに應えるものとして、今回、当事者の住所、氏名等の秘匿制度が導入されております。これは、DV被害者や性犯罪の被害者等が相手方当事者に自己の住所や氏名を知られることによって社会生活を営むのに著しい支障が生じるおそれがあるようなときは、これらの情報を秘匿しながら訴訟を進行する道を開くことのようなニーズに應えるものであります。

ただ、他方で、このような手続は相手方の手続保障等とのバランスには慎重な配慮を要するため、かなり複雑、精緻な手続が設けられております。

以上のような今回の改正案ですが、法制審議会等における審議の際の主な論点としては、幾つかのものがありました。ここでは二つだけ取り上げますと、第一に、いわゆる申立ての義務化の問題があります。これは、最終的には、弁護士、司法書士等の訴訟代理人についてのみオンライン申立ての義務化を認める方向でコンセンサスが得られました。

一方で、当事者本人にまで義務化することは、

長期的にはそれが望ましいとしても、現段階でのＩＴの普及率等を考えると、やはり時期尚早であり、かえって当事者の裁判を受ける権利を害するおそれがあるものとされました。他方、弁護士等は、訴訟代理を業とする者として、ＩＴ化にもしっかりと対応していただく責務があると考えられるため、その利用を強制することで差し支えはないと考えられたものであります。

第二に、先ほどの法定審理期間訴訟手続については、当事者の主張や証拠の提出が事実上制限され、粗雑、拙速な審理になってしまうのではないかと懸念が示されました。

そこで、そのような懸念に應えるため、様々な措置が取られております。すなわち、対象となる事件類型を限定し、消費者契約や労働関係など当事者間に力の格差のある事案等を除外した上で、当事者の共同の申出ないし同意を手続利用の条件とすること、通常手続への移行の可能性や、不服申立てについても同一審級での異議を認めることなど、様々な工夫によって不適切な利用のおそれ

は払拭できたのではないかと考えております。また、審議過程で課題として指摘された点として、当事者のＩＴサポート体制の確保の必要性があります。

さきに述べましたように、今回の案は訴訟代理人に限ってオンライン申立てを義務化しておりますが、将来的にはやはり全ての当事者にこれを利用してもらうことが望ましいものであります。そのためには、様々な関係者によるＩＴサポートが必要不可欠となります。

裁判所には、まずもって利用しやすいシステムの構築が何よりも期待され、その際には是非、ユーザー側の意見も踏まえて、システムの構築や改善に当たっていただきたいと思っております。弁護士会、司法書士会、さらには法テラスや地方公共団体等のレベルでも、当事者に対して十分なサポートシステムをつくっていただくこと、そして国にはその際に必要な資金面の援助等も求めたいと思っております。

この点では、特に、審議過程では障害者の問題が取り上げられました。法律の条文レベルでは規定は見送られておりますが、ＩＴによるアクセスに様々な困難を抱える方々を社会全体でしっかりとサポートし、裁判を受ける権利を実質的に確保していくことの重要性については法制審議会でもコンセンサスが合ったものと考えており、この点は法律施行後の運用に向けて改めてその重要性を指摘しておきたいと思っております。

それから、今回は民事司法の中核である民事訴訟についてのＩＴ化を先行させるものであります。が、その他の様々な民事裁判手続、民事執行、民事保全、倒産、非訟、家事事件等、裁判所の全ての民事手続のＩＴ化を今後迅速かつ着実に進めていく必要があります。この点は、現在、法制審議会でも審議が開始されたものと承知しておりますけれども、家事事件や倒産事件など、ＩＴ化が喫緊の課題である手続も多く、是非早期の実現を期待したいと思っております。

さらには、裁判所外の紛争解決手続においても、いわゆるODR、オンライン・ディスピュート・リゾリューションというものを進めていくため、その社会実装に向けた様々な基盤整備を図っていく必要があるものと考えております。

これらの結果、SDGsなどもうたわれていく、紛争解決において誰も取り残されない社会というものが実現されていくことを期待したいと思います。

最後に、言うまでもないことですが、ＩＴ技術は日進月歩のものであります。今回の改正案は、私としては、現段階では最も適切なものであると信じておりますが、五年先、十年先を見通せば、決してそうではなくなる可能性があります。平成後半期の停滞を繰り返さないよう、現在の技術水準を前提に制度を固定化してしまうことなく、その時々の技術を積極的に取り入れながら、裁判のＩＴ化というものを柔軟かつレスポンスに進めていく必要があると思っております。その意味で、法律のレベルでも、施行後五年経過時の検討規定とい

うものが設けられているところと承知しておりますが、是非、適時適切な見直しをお願いしたいと思います。

以上、甚だ雑駁なものではありましたが、民事訴訟法の研究者及び改正の議論に関与してきた者の立場から率直な意見を申し述べさせていただきます。

今回の改正は、最初に述べましたように、平成後半期の日本の民事訴訟の停滞を打破し、国際水準に迫っていく大きな契機となるとともに、利用者の利便を改善するための必須のものと考えております。是非、この法律案が成立し、その内容が早期に実現することを期待したいと思っております。

御清聴ありがとうございました。（拍手）

○鈴木委員長 ありがとうございます。

次に、小澤参考人をお願いいたします。

〔委員長退席、山田（美）委員長代理着席〕

○小澤参考人 私は、日本司法書士会連合会会長の小澤吉徳と申します。

本日は、参考人としてこのような機会を与えていただいて、心より感謝申し上げます。

裁判のＩＴ化に関しましては、平成三十年の七月から公益社団法人商事法務研究会で行われた民事裁判手続等ＩＴ化研究会にオブザーバーとして参加をさせていただき、研究会で報告書がまとめられた後は、法制審議会民事訴訟法（ＩＴ化関係）部会の委員として審議に関わってまいりました。

司法書士は、裁判書類若しくは電磁記録等を作成することによって、本人訴訟をする当事者の支援をするとともに、簡易裁判所においては、代理人として弁護士さんと同様の業務をすることもございます。これらの方々を念頭に置いて、民事裁判手続等のＩＴ化の目指すべき方向性は、当事者に使いやすく、当事者に利便性がある制度であるという視点から意見を述べてまいりました。

以上を踏まえまして、本日は、御審議いただく法案につきまして、主として本人訴訟のサポート

の重要性について意見を述べさせていただきたいと存じます。

法案では、インターネットを用いて申立て等は、国や地方自治体が当事者となる場合を除きますと、委任を受けた訴訟代理人が申立てをする際には、電子情報処理組織を使用する方法により申立て等をしなければならないということとされており。

近年における情報通信技術の進展等の社会経済情勢の変化への対応を図るためには、もちろん申立て等をするのも全てがインターネットを用いることが望ましいことになるのですが、パソコンやスマホが普及し、日常的にインターネットにアクセスすることができる者が増えたからといって、まだまだインターネット機器の操作が難しいと感じる方も少なからずいらっしゃいますし、物理的にインターネット環境を利用することができない状況で生活をする方もいないわけではございません。

そこで、国民の司法アクセスを後退させないという観点から、インターネットを用いて申立て等を義務とするのは司法書士、弁護士などの士業者のみとし、当事者については、電子情報処理組織を使用する方法によりすることができ、申立て等を電子情報処理組織を使用する方法によりするものとする旨の規律を最高裁判所規則に設けるものとするとの注意書きを付すことにより、義務化の対象でない方々においても、できる人は積極的にインターネットを利用するものとするという訓示規定を設けることが提案されております。

裁判手続全体を俯瞰してみますと、電磁的記録を活用するためには、訴訟記録を全て電子化することが肝となると考えております。そのため、書面で申立て等をされる当事者の訴訟記録については、裁判所の負担で電子化することとされているところ。

しかしながら、裁判所の負担が過度に増加してしましますと、円滑な裁判手続の支障となるおそ

れが生じます。ですので、義務化の対象とならない方々にインターネットを用いた申立て等をしていただくための方策が最も重要な事項になると考えております。

他方で、郵送費用削減という経済的利益や郵送手続が不要となるという手間の削減という大きな利益があるものと考えております。

このように申しますと、それほど便利になるのであれば、特段の手当てをせずとも、当事者が自発的に利用するのではないかと御疑問もあろうかと思えます。しかしながら、ほとんどの国民にとっては、裁判は一生のうちに数回経験するかどうかといった手続でございまして、そうした数少ない手続に直面する場合は、わざわざインターネットを用いた操作方法を学ぶよりは、慣れ親しんだ書面を出してしまいたいと考えている方が多いのが現状であるというふうに思っています。

具体的な数値で御説明をさせていただきたいと思えます。配付資料を御覧いただければ存じます。

昨年公表されました令和二年度の司法統計によりますと、地方裁判所全事件の第一審通常訴訟既済事件の総数は十二万二千七百四十九件であり、このうち、原告、被告双方に弁護士さんがついていたものが五万四千六百二十五件、原告のみに弁護士さんがついていたものが五万四千七百九十六件、被告のみに弁護士さんがついていたものが三千四百三十九件となっております。

これから、双方本人訴訟であったものは九千八百八十九件となり、双方若しくは原告、被告の一方が本人訴訟であった率は五五・五％となっております。地方裁判所においても、半数以上が、少なくとも一方当事者が本人訴訟であることが分か

ります。また、簡易裁判所になりますと、同じく令和二年度の司法統計におきましては、第一審通常既済事件数の総数は二十九万七千四百四十二件でありまして、このうち、原告、被告双方に弁護士、司法書士がついたものが一万九千七百七十一件、原告

のみに弁護士、司法書士がついたものが三万六千四百四十二件、被告のみに弁護士、司法書士がついたものが二万九百二十一件となっております。

これから、双方本人訴訟であったものは二十二万三千八百八件となり、双方若しくは原告、被告の一方が本人訴訟であった率は九三・三五％と、簡易裁判所では、実に九割以上が、少なくとも一方当事者が本人訴訟ということになっております。

御参考までに、登記における本人申請率及び本人のオンライン申請率としましては、令和三年三月三十日の内閣府規制改革推進会議第九回デジタルガバメントワーキング・グループ資料によりますと、不動産登記においては約一〇％であり、このうちオンライン申請率は約一〇％であり、商業・法人登記においては、会社設立の本人申請率が約二五％であり、このうちのオンライン申請率は約二六・五％。役員変更登記の本人申請率が約二〇％であり、このうちオンライン申請率が〇・七％と法務省から回答がされております。この数値は、私たちが司法書士の現場の肌感覚と一致するものであります。

このようにシステム稼働後十五年以上が経過した登記制度においても、本人が積極的にオンライン申請を利用しているとは言い難い現状がござい

ます。登記と比べて本人訴訟率の高い裁判についてはなおさら、本人に利用していただくためには、システムの構築の際、当事者が使いやすいユーザーインターフェースとすることはもちろんですが、ほかにも、個々人のインターネット環境の整備の拡充、電子証明書の普及など、様々な方策を一気呵成に進める必要があると考えております。

これらの方策のうち、喫緊の対応としましては、本人訴訟による申立て等についても、司法書士、弁護士さんなどの士業者を活用することが考えられるのではないかとこのように思っています。

委任を受けた、訴訟代理人となる司法書士、弁護士については、インターネットを用いてする申

立て等をするのが義務となることですから、当然インターネットを用いて申立てをする環境は整っております。

現に、登記分野の申請等件数のオンライン申請利用率は、令和三年九月二十四日付のオンライン利用率引上げに関する基本計画によりますと、令和元年度は約七九・五％となりますが、これらの申請の大多数は、司法書士や土地家屋調査士等の士業者を活用した成果によるものと理解をしております。

このようにオンライン申請に熟練した司法書士などの士業者を活用し、代理業務としての委任を望まない当事者については、司法書士などの士業者が書類作成業務として委任を受けることで、インターネットを用いてする申立て等の利用件数を増加させることが可能となります。こういった方策こそが、裁判ＩＴ化に関する新制度を成功させるための重要なポイントとなるのだろうと考えております。

日本司法書士会連合会として検討を進めております本人訴訟のサポートの体制について御説明させていただきます。

すなわち、ＩＴ環境の不十分な方、操作に不安のある方をサポートするために、全国の司法書士会に設置されている百五十七か所の総合相談センターのインターネット環境や電子化のための機器を充実させるための助成を計画するとともに、既に一部の総合相談センターでは、ネット予約やウェブ面談相談の導入など、ＩＴ化の対応も実施をさせていただいていただいております。また、総合相談センターでは、業務に付随する相談として、裁判ＩＴ化に関する相談も対応していただくように全国の司法書士会に指示しているところでございます。

さらに、全国四十五の司法書士会においては、最大六十五インチの大型タブレットを設置済みでありまして、これらの複数のシステムによるウェブ会議機能を備えております。

法案の審議の際に、本人訴訟の当事者にいかに

インターネットを用いてする申立て等を利用していただくという観点からの方策を検討されると思いますが、是非とも士業者の活用について考慮していただくよう希望する次第であります。

また、本人訴訟の当事者がIT化による利便性を享受する方策として、日本司法書士会連合会といたしましては、法制審議会部会において、とりわけ本人訴訟の多い簡易裁判所においては、弁論準備手続だけでなく、口頭弁論においても、電話会議による方法が可能とするような意見も述べさせていただきます。

時間でございますので、本日は、この発言についてはこの程度とさせていただきますが、この法案がいち早く成立すること、そしてそれが国民の裁判を受ける権利の保障となり、多くの市民、国民の皆様がメリットが享受できるような、そういったことに、微力ではございますが尽力をさせていただきます。

本日はどうもありがとうございます。(拍手)
○山田美委員長代理 ありがとうございます。

次に、別所参考人をお願いいたします。

○別所参考人 紀尾井町戦略研究所株式会社代表取締役の別所と申します。

本日は、貴重な機会をいただき、誠にありがとうございます。

私は、一九九九年から二十年ほど、ヤフー株式会社の法務部門の責任者を務めてまいりました。その経験を踏まえまして、本日は、企業法務の観点、あるいはデジタルサービス、インターネットの専門家という立場から参考意見を述べさせていただきます。

民事裁判手続のIT化に関しましては、昨春秋に行われました司法シンポジウムのパネルディスカッションにも出させていただいて、私見を述べさせていただくような機会もいただいております。

まず最初に、民事訴訟手続のIT化ということに関して、必要であり、かつ、避けて通ること

ができないものであるという認識をしており、改正案の全体的な方向については異論はございません。

司法のデジタル化は、あえて司法のデジタル化と申し上げさせていただきますけれども、国民のための司法を実現する手段として必要かつ有用だと考えております。司法のデジタル化が的確に実現することができれば、司法手続の迅速化や透明性の確保に結びつくというふうに考えております。

まず、改正案で示されている、当事者の申出による期間が法定されている審理手続の創設、それから、住所や氏名等の秘匿制度の創設、人事訴訟、家事事件手続のIT化は、改正案どおりに進めていただきたいというふうに考えているものになります。特に、デジタル化が進展する社会における個人情報、プライバシー保護という観点からは、住所、氏名等の秘匿制度の創設は、本来であればもっと早期に実現されていてしかるべきものだったというふうに考えております。

それでは、改正案全般についての意見を述べさせていただきます。

まず最初に、先ほどデジタル化という言葉を使わせていただきましたけれども、IT化というのはITツールの利用を指すものではないというふうに理解しております。デジタルテクノロジーの発達によって様々なツールが開発されて、既に国民の一般の生活の中には取り込まれていることは御承知のとおりでございます。電子メール、チャット、SNS、オンラインの会議、大容量ファイルの送信システム、あるいは各種クラウドなどは、既に多くの人々が一般的に日常的に使用しているものになります。それらを利用するためのデバイス、スマートフォンとかタブレットとかPCというものが普及しております。後ほど課題についてはちょっと触れますけれども、ネットワークの回線というのも整ってきております。こういった環境の中でITツールが使われるようになってきているということだけではなくて、社会

生活のデジタル化によって、訴訟に提出されてくような証拠類も、オリジナルがデジタルというものが増えているというふうに認識しております。

例えば、多くの方がやり取りをしている電子メールとかチャットというのは、元々デジタルのまま存在しているものになります。また、一部では、契約書のデジタル化、特にコロナ禍の影響もあって、契約書のデジタル化というのが一気に進んでおりまして、デジタル署名がされたデジタル保管されている契約書というようなものも増えてきております。なので、書面だけではなくて、記載されるものだけではなくて、訴訟に關していうと、提出されるべき証拠類というのが、元々、オリジナルがデジタルというようなものが増えている状況にあるというふうになっていきます。

こういった環境を考えたときに、人々が一般的に使っているようなツールと似たような、同じような環境で裁判手続にアクセスができる、データそのままでデータとして裁判に提出することができるといようなことになれば、当然、利便性が高まりますし、アクセスが容易になるということとは想像に難くないというふうに考えております。

一方、今、何回かデジタルという言葉を使わせていただきましたけれども、御承知のように、デジタル庁が創設されて、ITという言葉に代えてデジタルという言葉が使われている背景は、IT化の本質がデジタルデータの利用にあるということにはかならないかと考えております。この点は司法においても同様で、考えるべきことはITツールの利用ではなくて、デジタル化されたデータをどう司法手続の中で活用していくのかという観点ではないかなというふうに考えております。

ただ、ITツールの利用というのはデジタルデータを使うための入口ですので、その入口を開けないことにはデジタル化が進まないというふうに考えておりますので、ITツールの利用ということとはデジタル化の入口として捉えるべきだというふうに考えております。

現在、多くの場で行われていることは、デジタルで作成された、つまりPC等で作成されたものの、デジタルで存在しているものを一回紙という書面にアウトプットして変形をします。それを訴訟に使うときには裁判所に提出をする。その裁判所が、紙のまま持っていたら、デジタルのまま使うことができないわけです。これをデジタル化するために、デジタルデータに置き換えをしよう一度再成形をするというようなことというのは、一段階余分な作業を挟んでいるということになります。

デジタル化というのは入口から出口まで一貫してデジタル化を進めるということですので、そういった形でデジタル化というのが目指すべき形ではないかなというふうに思っております。デジタルで作ったものを紙に変えた瞬間に、非常にデータへのアクセス性というのが落ちてしましますし、データの持っている貴重な価値というものが全て失われてしまう、データとしての財産が失われるということになるというふうに思っております。

先ほど少し契約書のところで触れさせていただきましたけれども、今進んでいる契約書のいわゆる電子化は、若干課題があるというふうに認識しております。

なぜかという、今、デジタル署名をしている契約書というのは、PDFと言われているファイルの形式に変換してそれに電子署名がつくというものです。PDFというものは一種の写真のようなものというふうにお考えいただければよいと思っております。書かれてある文字をタイルに加工したり検索したり、まあ、一部検索ができる形式もありますけれども、というのができないという形になっていきます。なので、PDFという形ではなくて、本来であれば、テキストデータと言われているもののまま保管ができて、裁判とかでも提出することができるといことが望ましいと思っておりますし、訴訟に提出するものも、先日、先ほどちょっと申し上げた司法シンポジウムで仮

のシステムのを少し拝見させていただいたんですけれども、その中にPDFをアップロードするというものがある、そのPDFをアップロードするという思想で作られたものというのは、多分デジタル化からはかなり遠いというふうに認識しております。なので、デジタルデータをデジタルデータのまま使うというようにすることが望ましいというふうに思っています。

そういうことをすることによって、例えば、主張の部分を一部書き写したりするというのもデジタル上でできるようになるというようにありますし、大量のデータの中から必要な部分を検索して使うということ、あるいは、将来的には、証拠や主張の分析をAIを使ってサポーターしてもらうというようにできるということふうに考えておりますし、裁判がなかなか進まないというような課題についても、デジタル化されていけば、そのデジタル化されたものを使って、どこで遅延が起きているのかというような分析を行って、手続を変えていくというような可能性というのは十分あるというふうに考えております。

また、全ての判決の公開ということも、判決文のデジタル化というところを徹底していただければ十分でできるというふうに思っていますし、判決文が公開されていくことで、いろいろな解析、裁判に対する分析というのを更に進めることができる、その結果、裁判結果の予測ができたりとか、場合によっては判断のばらつきがあるというように見つかったりとか、そういうようなことが可能性としてはあるというふうに思っています。

こういうことができるようになるというのがデジタル化を進めていく意義だというふうに考えていて、そのために、その入口としてのITツールの利用というところを開けていただきたいというふうに考えております。

デジタル化を考えていくために必要な要素と課題について、お手元の資料に簡単に触れさせていただきましたが、ここで課題というふうに

書かせていただきましたけれども、課題があるからデジタル化をしないとか、課題があるからITツールを使わないということをお願いしたいということではなくて、課題を課題として認識いただいた上で、避けて通れないデジタル化社会に向けて、司法手続のデジタル化を進めていただきたいというふうに考えているということです。

言わなくてもですけれども、インターネットを使おうということがいろいろなところに出てきまされども、インターネットはベストエフォートで提供されているサービスになります。なので、品質保証が完全にされているわけではないというのが一つになります。

それから、インターネットを使うと、インターネットを多くの方がインフラのように使っていますけれども、インターネットを一体誰がガバナンスしているのかということとをきちんと考えていただきたいというふうに思っております。

インターネットガバナンスというのは、グローバルで、マルチステークホルダーという形でいろいろな国とか団体とか市民社会が参加して維持するという形になっていますけれども、このインターネットガバナンスへの議論にこの国は実はほとんど関与していないということです。

インフラとしてちゃんと使っていきたいという以上は、インターネットガバナンスを守るといえるのは非常に重要で、インターネットに関する国の支配を強めたい国々があって、そういう国々と伍して今のガバナンス体制を維持していくためにも、インターネットガバナンスに対する国の関与ということが、後ろを支えるという意味で必要だということに考えております。

もう一点、デジタル環境のばらつき、既に御指摘の委員もいらっしゃいましたけれども、今、日本中、どこからでも安定してネットワークがつながっているというふうには必ずしも言えないということとです。つながっているネットワークが、先

途切れるか分からないということです。

ITのツールは非常に便利ですので、例えばですけれども、証人尋問とかに使うことも当然、技術的にはできます。それは進めていただきたいと思いつつ、ただ、起きることを予測して様々な手当てが必要になってくるというふうに考えています。証人尋問で質問を重ねたいときに、回線が突然切れてしまつて質問が続けられないというようなこともありますし、ITツールの一つの欠点は、相手方の状況が正確には分かっているかないで、自分で一生懸命話しているつもりでも、相手方の回線の不具合で聞こえていなかったというようなことも当然起こり得るわけです。

こういうようなことが起きるということを前提に、いろいろなツールを選び、あるいは不具合が起きたときの対処をしながら使いこなしていくっていただきたいということを考えております。

多くのものが最高裁判所規則に委ねられているというふうな形になっていますので、最高裁判所規則の方の規定の仕方あるいは運用のところがきちんとアップデートされていくということが極めて重要だというふうに考えております。そのため

に、定期的な見直しをしていただきたいのと、あわせて、技術レベルがどんどん変わっていきますので、その技術水準を追いかけることができるような人材を是非、司法の中で確保していただきたいというふうに考えております。

誰一人取り残さないために、今の現状では、全ての手続をインターネットを通じてという、必須にはしないという考え方は理解はできますけれども、ただ、現実、デジタル化を本当に進めたのであれば、一気にデジタル化をするという選択肢の方がより有効だというふうに考えております。現状を見ながら、そこは手続を見直して

いただきたというふうに思っています。いつ一気インターネットでの書面等の提出を義務化するのかというのは、一つの試金石になると思っています。基本的には、五年とかというの

は非常に長い期間ですので、そういう期間を待たずに、できるだけ技術水準とかネットワークの進

展状況を見据えて見直していただきたいというふうに考えております。

最後に、本件とは少し離れますけれども、デジタル化という観点からは、今後の検討課題というところに少し書かせていただきましたけれども、司法をめぐる、周辺にあるデータの整備というのがまだ遅れているというのが実情だと考えております。

戸籍とか不動産登記とか法人登記のデジタル化、そのデジタル化と併せて、データの悉皆性というのが必要になっております。現状では、不動産に關して言うと、所有者不明の土地というのが出ておりますし、実は、株式会社についても、株主が分からない状態の会社が存在していて、事業承継とかで既に問題が起きているというようなこともあります。基本になるデータとちゃんと整備していかないとデジタル化というのは進みません

ので、いわゆるベールレスストーリーと言われるようなもので法務省が管轄しているものについては、データの悉皆性も含めてきっちりやっていっていただくことが重要かなというふうに考えております。

非常に雑駁ですけれども、以上、私の意見を述べさせていただきました。ありがとうございます。(拍手)

〔山田(美)委員長代理退席、委員長着席〕
○鈴木委員長 ありがとうございます。
次に、松森参考人にお願いたしました。

○松森参考人 弁護士をしております松森と申します。こういう機会を与えていただいて、本当にありがとうございます。

今日、私がお話しさせていただきましたのは、期間限定裁判の件でございます。
この度の民事訴訟法の改正は、先ほどからお話がありますように、裁判の世界の方でもITを利用してもっと使いやすい便利な司法にしようというところでございますが、その中に審理期間を限定する裁判制度という提案がございます。これは民事裁判のIT化とは関係がございません。IT

化は、先ほどからお話がありますように、各国進んでおりますが、このような期間を限定した訴訟というのは、先進国のどこにもないんです。したがって、これはIT化とは関係がないということをやまず御留意いただきたいと思えます。

私は、弁護士会の方では司法制度の在り方を検討する委員を長く務めていますし、また、ふだん、訴訟代理人の仕事をしておりますので、そういう観点から、弁護士あるいは弁護士会で議論してきたことを踏まえて、この期間限定裁判の問題について簡潔にお話しさせていただきたいと思えます。

この期間限定裁判については、四つのポイントがあると思うんですね。

一つは、どういう制度か、どういう問題があるか。二つは、必要性があるのか。三つは、日本の民事裁判をもっとよりよくするためにはどうしたらいいのか。四つ目は、この提案の制度については既に反対意見がたくさん出ております。新聞の社説も出ております。そういうことを踏まえて、国会で慎重に御審議をいただきたいということを四つ目をお願いしたいでございます。

最初の第一のポイントですけれども、ちょっと話が長くなって恐縮なんです、簡潔にするために、今日、資料としてお配りしております、資料の一番のいわゆるボンチ絵というものの、二ページ、三ページに、どういう制度か、どういう問題かというのを書きましたので、それを見ながら聞いていただけるとありがたいです。

どういう制度かということですが、これは、原則、六か月の期間が来たら裁判、審理が終わるという制度です。

通常の裁判とどこが違うかですけれども、弁護士の先生方もたくさんおられると思うんですが、通常の裁判は、裁判が始まりますと、双方が主張を書いた書面を出したり証拠を出したり、あるいは裁判官が質問したりして、争点あるいは証拠を整理していきます。それが煮詰まってきた、お互いもう主張も証拠もありません、また、裁判官の

方も請求を認めるのか認めないのか判断できますというところになりますと、そこで結審して判決を出します。

ところが、この期間限定裁判は、六か月が来たら、原則、裁判官は終わらなきゃいけないんですね。もちろん何か例外は設けられていますけれども、原則、そこで裁判官は判決を書かなければならないということになります。

したがって、当事者も、六か月の間にできること、証人を出してももらえるのかどうか、書類の取り寄せをしてももらえるのかどうか、そういうことがよく分からないままに裁判を進めなきゃいけません。

御承知のように、憲法は裁判を受ける権利を定めていますし、その裁判を受ける権利の中には、主張したり立証したりする権利、これを法律学では法的審問請求権という難しい言い方をしますが、すけれども、それがありません。これはもう通説です。ところが、六か月というところで決めてしましますと、事実上それが制約をされるんじゃないでしょうか。

そこで、弁護士や学者の方、あるいは国民の方は、何となく、これは制限されるんじゃないんですかと、裁判を受ける権利がね。それで、新聞の方も、そういう心配があるなどというのを書いておられるわけでございます。

それについて、裁判所の方は、これは裁判所が提案されているんですけれども、裁判所は、これは双方が同意しているときだから許されるはずだと言われているんです。

しかし、どうでしょう。早い裁判とそうでない裁判、そうでない裁判というのは、これまでの裁判を僕はそう言うわけですけれども、早い裁判ができましたか、そうでない裁判もあります、どっちにしますか、こう言われますと、やはり、早い裁判でやってもええませんか、弁護士さん、こういうことになってくると思うんですね。それはいろいろ制約もあるんですと言っても、いや、早い裁判でやってくださいよということになっていくん

じゃないんでしょうか。

だから、これは、自由な選択じゃなくて、どっちか選ばなきゃいかぬという変な選択を迫られるわけですね。選択肢が増えるいい提案ですよという、そんなのんきなことは言えないというのが私たち弁護士の間の議論でございます。

それから、いろいろリスクがあるので、先ほど山本教授の方からは、手当てをしたと言われるわけです。例えば、本人訴訟は、これは危ないから、本人さんはそんなに法律のことが分からないから、普通はこの裁判はできませんというのが最高裁の当初の提案だったんです。ところが、どうでしょう。今日お配りになっている法律案の六十二ページの三百八十一條の二から八というのがこの制度提案ですけれども、そこにはどこにも弁護士がついている事件に限るといような提案はないんです。

それについて、法務省の方は、本人が訴訟をする場合は適正な審理の実現を妨げることになると言われているんですけれども、私たち弁護士の間では、こんな抽象的なことで、果たして、両当事者がこの裁判でやってくれと言っているときに、裁判官が、いや、あなた方は駄目ですよというふうなことを実際に言うのか、やはり本人訴訟においてもこのリスクのある制度を使われるんじゃないかというように危惧しています。

また、先ほどもお話ございました、リスクがあるから消費者事件と個別労働事件は省いたと言われるんです。だけれども、どうでしょう。民事裁判というのは多種多様ですよ、交通事故もあれば、不法行為もあれば、不動産もあれば、売買代金もあれば、そういう事件はこの訴訟制度で使われることになるんですね。

これについて、法務省は、また手当てをしたと言われているんです。当事者の衡平を害すると裁判所が判断したときはこの裁判制度の使用を認めないと言われているんですけれども、これも、さっき申し上げたように、両当事者がやってくださいと言っているときに、当事者間の衡平を害するとい

うな難しいことを言って、これを認めないということが現実にあるんでしょうか。

それから、通常訴訟への移行を認めるということと最終段階で出てまいりました。どういうことかというところ、六か月で終わる裁判を、両方が希望して合意して出すんですけれども、リスクがあるから、途中で、やめた、通常訴訟でやってくださいよということができるようにしたんです。

だけれども、どうなんでしょう。この制度をつくるのは、当事者間で、早く、私たちは六か月ぐらいて終わる裁判をやってくださいと決めていても、守らない人がいるから法的拘束力のある制度が要るんだというのがこの提案だったんです。だけれども、今申し上げましたように、今配られている法律案も、途中で離脱ができるというんです。最初の立法目的は一体どこへ行っただろうか。

つまり、リスクもあるわ、必要性もはっきりしない、そんな制度を、しかも、近代国家、どこの国にもない、それを、法制審議会の委員の先生方はそれはもちろん熱心に議論されたと思います、しかし、そのような危ないことはない制度でしようか、この日本のためになるんじゃないかというのが私たちの心配です。

それでは、どうしてこの制度が提案されたかです。

最高裁判所は、先ほどもお話ございましたけれども、国民は迅速あるいは期間が分かる裁判を望んでおられると。それはそうなんです。だからこの制度を導入すると思うんですけれども、僕たちは、そこは短絡的だと思えます。

なぜかといったら、どこの国だって早い裁判、期間の分かる裁判を望んでおられるんですけれども、だけれども、やはり裁判は事実を解明して権利義務を決めなきゃいかぬから、そういう国民の裁判を受ける権利を侵害するような制度はどこの国も採用していないわけですよ。だから、そういう制度を、期間が分かる可能性を高めるため

に、期間予測可能性を高めるために導入するということとは非常に危ないことではないかなというように思います。

それから、この制度は一体どういう場合を想定されているかということですが、これについて説明は、事前に十分な交渉があつて、事実関係については争いがなくて、例えば、契約書のこの条項について裁判所の判断を仰ぎたいというような場合だと言われるんです。だけれども、僕たち弁護士からしますと、そんなような事件は、両方の弁護士が裁判所に行つて、このこととろだけ裁判所は判断してくださいと言え、六か月ぐらいで、あるいはもっと短い時間で和解をするか判決をもらえらると思うんですね。だから、想定されているような事件であれば必要性がないというように思います。

法制審の部会でこんなことがございました。経済界の、経済団体の方が、企業にこの制度について意見を求められたようです。そうすると、一番多かった意見は、特に反対はしませんが、いろいろな意見だったというんですね。だから、もちろん、企業だけじゃなくて国民だって早い裁判を望んでいますが、この期間限定裁判を一体強いるのか、それだけの調査報告書があるのかということについてははっきりしていないところがございます。

裁判の充実あるいは迅速化はみんなが望んでいることでありますから、これは進めなきゃいけない。だけれども、日弁連は、かねてから、裁判官をもっとやはり増やすべきじゃないかと。東京地裁の裁判官は、一人、常にですよ、百九十件の裁判を抱えておられるんです。それで早くしなさいと言われれば、もう証人調べをやらなとか減らすとかしないわけでしょう。そういうのが今の裁判の実情ですよ。

期間予測可能性のある制度を設けて裁判の件数を増やすというのは、それはちょっと余りに小さい理由ではないか。もっと国民が裁判を利用しや

すくするためには、やはり裁判にかかる費用の問題。ヨーロッパでは、弁護士費用保険をみんな、六割、七割の人が入っているというんです。そういう制度をもっとつくつて、あるいは賠償金ももっと増やして、やつてよかつた裁判にすることが、国民がもっと裁判を利用することの道ではないかなというように思っています。

話を戻しますが、この制度について、今国民がどんな意見を出しているかですが、去年の春のパブリックコメントで反対が多数でございました。賛成は少なかつたというふうに思います。その後、先ほどお話のあつたように若干修正がされたんですが、修正された案について、全国の十の弁護士会、福岡とか大阪とか全国の十の弁護士会が、今の修正された案でも、今日僕が少し聞いていただいたようなリスクがあつて、必要性もはっきりしないから、それを導入すべきじゃないという会長声明を出しています。また、消費者団体が、主婦連始め主要三団体が十二月に共同声明を出しておられます。また、新聞の社説は、拙速な審理になるということを書いておられます。新聞社によつては二回にわたつて社説を書いておられます。

そういう状況にあつて果たしてこの国会で期間限定裁判を実現する必要があるのか、もっと慎重に審議をしていただく必要があるのではないかとこのように思っております。

結びですけれども、先ほどから聞いていただいたように、この期間限定裁判、正式名称は法定審理期間訴訟手続と言うようですけれども、この分厚い本の六十二ページに、三百八十一条にございますが、これについては今回の制度化から外して

民事裁判のIT化は、基本的に、やはり先ほどからお話がありますように、便利なことですし、慎重に手当てしてもらわなきゃいかぬというのはありますけれども、これについては慎重審議の上で制度化を進めていただきたい。

もりたいというように、国民、あるいは先ほど申し上げた消費者団体、あるいはマスコミなどから意見が出ております。私たち多くの弁護士がそういう意見でございます。どうぞよろしく願ひいたします。

ありがとうございます。(拍手)

○鈴木委員長 ありがとうございます。

以上で参考人の方々の御意見の開陳は終わりました。

○鈴木委員長 これより参考人に対する質疑に入ります。

質疑の申出がありますので、順次これを許します。国定勇人君。

○国定委員 自由民主党の国定でございます。今日は、大変お忙しい中にもかかわらず、各参考人の先生方におかれましては、まずは国会にまで足を運びいただきまして、また、貴重な御意見を開陳をいただきました。心から御礼を申し上げます。

私自身も、かつて二度ほど、参考人として意見陳述をしたことがあるんですが、それに対する質問は初めてでございますので、是非、お手柔らかにお願いできればと思います。

私の方からは、時間が限られておりますので、三点ないしは四点にわたつて御質問させていただきます。

まずは、訴訟記録の電子化、閲覧につきまして、これにつきましては、まず山本参考人、そして松森参考人に御所見を頂戴できればというふうに思っております。

今回の訴訟記録の電子化でありますけれども、それこそ、今ほど意見陳述の中で、とりわけ山本先生からも御披露いただきましたとおり、アクセス性の確保であつたり、検索機能の確保といったおける技術的な制約が格段に低くなりますので、例えば学術面における利活用というものの幅も広がっていくのかなというふうに、期待を大いに寄

せているところでございます。

ただ、他方で、今回の法改正におきましては、これは法律事項ではないものの、実際の運用方法として、自宅から、自宅の端末を利用して実際に訴訟記録を閲覧することができずのは、現時点では、当事者及び利害関係を疎明した第三者に限られているということで、かなり制限がかかつていて、私どもが広く考えるいわゆる第三者にはまだまだ広がっていないのかなというふうに思っているところでございます。

そこで、両先生にまずはお尋ねをしたいと思ひます。

先ほど山本参考人からも、現時点ではこの法改正が最良の選択なんだというお話とともに、これから先のIT、情報通信の技術の進歩によつて不連続の見直しが必要なんだという御発言もいただきましたところでございますけれども、今ほど申し上げました、いわゆる第三者全体に広げていくタイミングと申しますか、状況について、この辺が価値なのではないか、あるいは、それをあえて広げていくときに、どのようなところで課題を克服していくか、その克服すべき課題がどこにあるところにあるのかというところについて、御所見を賜ればと思ひます。

○山本参考人 御質問ありがとうございます。今委員御指摘のとおり、利害関係のない第三者が裁判所外から訴訟記録にアクセスするということは、今回の法律案では認めていないということかと思ひます。

私の理解するところでは、その最大の理由は、やはり、そういう形で全く関係のない人たちに自分の事件を見られてしまうということは、当事者にとつてはかなりマイナスといひますか、訴訟提起を躊躇うような要因になつてしまうのではないかと、それで結局訴えを起させない、あるいは争えないという当事者が出てくるのではないかと、裁判を受ける権利の観点から、やはり、なかなか今の日本の国民の意識では難しいのではないかと、これが議論されたかと思ひます。

他方で、そういう、今先生がまさに御指摘に
なつたような学術面等での利活用という観点から
見たときに、最もニーズが高いのは判決の情報か
というふうに思います。そして、この判決情報の
オープンデータ化という問題については、現在、
法制審議会とは別のところで、日弁連法務研究財
団というところで、最高裁とか法務省とかも入り
ながら議論がなされています。

最大の問題は匿名化、住所、氏名等をどのよう
に匿名化するかという点なわけですが、これ
については、AIを活用して匿名化をしていく
という実証実験なども現在進められております。
そのような形で判決についてオープンデータ化
ができれば、かなりの程度、そのニーズを拾って
いくことができるのではないかとこのように思っ
ています。

今、どの時期までに考えていくかということ
したけれども、そういう意味で、判決のオープン
データ化を進めていき、それを見極めながら、さ
らに、AIとかも技術が進んでいくと思えますの
で、訴訟記録全般についてもそういう匿名化が簡
単にできていく。当事者の側から見ても、そうい
うことで訴訟提起をちゅうちよする必要がある
というように基盤が整備されていけば、更に訴訟記
録にもそれを拡大していったって、第三者の記録への
アクセスを認めていくということ。そういう時期
がいつの日か来るかなというふうには思っていま
すが、当面は判決のオープンデータ化というのを
先行させていくのかなというのが私の認識であり
ます。

以上です。

○松森参考人 私、それほど詳しくないんで
が、今の点について私の意見を申し上げます。
御意見ございましたように、まだ第三者として
自由にいろいろなものを見れるということじゃな
いんですけれども、考えてみますと、昔は、判例
集に載るのも一部の判決しか載りませんでした
し、半年ぐらいい後によりやく手に入れることが
できると。最近ではデジタルの判例集ができたか

ら、比較的早く入手できますけれども、それでも
全部ではございません。

それが、IT化、デジタル化が進むことによつ
て、もつと多くの方が参考になる判決を入手でき
ますので、一歩、二歩進むことになると思うん
ですけれども、今、山本先生のお話にございました
ように、やはり、だけれども、それによってプラ
イバシーを侵害されるという問題も出てきますの
で、IT化全体について言えると思うんですけれ
ども、やはり段階を踏んで、それによって多くの
方のメリットになっていくので、一気にというこ
とになると、また逆にいろいろな問題が出るもの
です。それから、段階を踏んで、各国共にIT化、デジ
タル化を進めているようですので、そういうのが
基本的にはいいんじゃないかなというふうに思っ
ております。

○国定委員 それぞれ、ありがとうございます。

今ほど山本先生からも御指摘いただきましたと
おり、実際に学術面での活用というふうになりま
すと、むしろ、判例の検索をしつかりと充実させ
ていくということの方が主たる舞台になっていく
というふうに思っております。まさにそのとお
りだなというふうに感じながら伺っていたん
です。

今の検討状況でございますが、先ほど来お話ござ
いましたとおり、判決の閲覧については、民間検
索サービスはあるものの、全ての判決が見られる
状況ではなくて、今ほどの検討状況によりまし
と、例えばAIの活用によつて匿名化が実現でき
れば、かなり環境が整っていくのではないかと
いう御指摘であったかと思っております。大体、
期間的かというと、どれぐらい先にそうした環境が
整うのか、今の現時点で山本先生から御所見を賜
ればと思ひますし、先ほど別所参考人からも、
たしか判例のデータ化について御発言をいただき
ましたので、所見がございましたら是非賜りたい
と思ひます。

○山本参考人 ありがとうございます。

私の立場でその時期を明確に示すということ
かなり難しいかと思ひますけれども、ただ、今、
実証実験等、私自身もその検討会とかに参加して
おりまして、いろいろお話を伺っていますけれど
も、AIでかなり精度が高く匿名化はできそうだ
というような感触は、私自身、個人的には持つて
おります。

ただ、やはり、もちろん漏れとかが出てきます
ので、本来匿名化すべきものができていなかった
というときに、被害者といひましようか、その名
前が出してしまった人に対してどういう対応をし
ていくとか、そういうようなところもかなり議論
していかなければならないことだと思ひま
す。

できれば、今回の法律案が施行される、最終的
に施行される時期ですね、その時期までにその基
盤が整備されて、この法律案と同時に全ての判決
のオープンデータ化というのができれば、それは
我々にとつても大変結構なことだと思ひますし、
それを目指して頑張っていたきたいなというふ
うには、個人的には思っております。

ありがとうございます。

○別所参考人 今、山本先生がおっしゃったよう
には、いろいろな研究は進んでいるんだというふ
うには理解しています。AIの精度もだんだんよ
くなってきているので、早晩、実現は可能じゃな
いかなというふうに思っております。

ただ、完璧にできるかというと、やはり漏れは
あると思ひますので、その部分を補正していくた
めに、もしかすると人の目視みたいなものが入っ
てくる、その分のコストがどのくらいかかるのか
というようなことを考える必要があると思ひてい
ます。

いつ頃までかというと、多分、恐らく、逆に
時期を決めて、そこまで全てのデータを入力し
てみて結果を出すというふうなことをやってみ
た方が早いかなというふうには考えておりますの
で、そこは今の実証実験のやり方次第かなとい
うふうに考えております。

以上になります。

○国定委員 続きまして、当事者の申出による、
期間が法定されている審理の手続の創設につま
して、先ほど松森参考人の方からはかなり意見陳
述をいただいたところでございますので、ここ
では、改めて山本参考人から聞かせていただければ
というふうに思ひます。

私自身の経験として、三条市長をさせていただ
いていたときに、原告の立場で、あるいは被告の
立場で、何度か訴訟に当事者として携わったこと
があるわけですが、その中の一つの経験とし
て、どうしても、人事異動で裁判官が交代をい
たしますと、もうその時点で、予測されていた何
となくの終結の時期というものが一気に分からな
くなり、場合によっては、その裁判官の交代によ
つて、これまでの積み重ねで何となくこんな判
決になるのではないかなというふうな双方が感
じていることが、いきなりガラポンで、最初か
ら、ゼロからのスタートになるというところで、随
分戸惑いを覚えたことがございました。

そういう意味でも、今回の法規定は私は歓迎す
べきことだというふうに感じているところでござ
いますけれども、他方で、今回のこの手続の特則
が認められないケースとして、先ほど山本参考人
に御指摘いただきましたとおり、消費者契約に関
する訴え、個別労働関係民事紛争、これについて
は除外されるということでありまして、その他、
裁判所がその判断を結構裁量権を持つて委
ねられているというのが今回の法のたてつけなの
かなというふうに思っております。

そこでお伺ひいたしますけれども、山本参考人
がお考えになられるこの手続の特則が認められ
ないケースの範囲について、御所見を賜ればと思
ひます。

○山本参考人 御質問ありがとうございます。

今委員御指摘の、条文的に言うところ、三百八十
一条の二の第二項の「事案の性質、訴訟進行による
当事者の負担の程度その他の事情に鑑み、法定審
理期間訴訟手続により審理及び裁判をすることが

当事者間の衡平を害し、又は適正な審理の実現を妨げると認めるとき」この部分の解釈についての御質問であったかと思えます。

委員御指摘のとおり、かなりこの条文というのは一般的な形になっており、これは、私の記憶では、法制審議会の部会で、民事訴訟法十七条の裁量移送と言われている制度の要件を参考に、委員から御指摘があつてこのような形になったものというふうに理解をしております。

最終的には個々の事件の問題になると思うんですが、類型的に言えば幾つかのものが有り得ると思つておいて、一つは、一項にある消費者契約とか個別労働関係には当たらないけれども、やはり当事者間に力の格差というものがあつて、BトウーCであるとかあるいは零細中小企業対大企業等とのこういう訴訟で、この手続によつた場合にはやはり当事者間の衡平が害されてしまふ、衡平な手続ができなくなつてしまふと裁判所が認めるような事件類型というのは一つあるかなというふうに思いますし、また、適正な審理の実現を妨げるという意味では、やはり、当事者が、本人訴訟で、弁護士の代理がなく、かつ、本人で十分な、六か月という審理期間の中で適切な訴訟準備をすることができないような者であるというふうに認められるような、例えば法務部とかも十分にないようなところの企業が当事者であるような、そういうような場合は、やはり無理にこの手続によつてしまふと適正な審理が実現できなくなつてしまふ。こういうような場合は、裁判所の判断でこの手続から除外されていくことになるというところかと思ひます。

いずれにしても、どういう形でこれが今後運用されていくかについては、先ほどの松森参考人からの懸念、法制審議会でも同様の懸念が示されておりましたので、裁判所の方でも、適切にフォローアップといひますか、どういう事件で使われているかということをしつかりと見ていただいて、それが適切かどうかということをお社会全体で更に議論をしていって、この制度を更に改善して

いくということとは必要かなというふうに思つております。

私からは以上です。

○国定委員 ありがとうございます。

本来であれば小澤参考人から、オンライン提出について御質問させていただきたかつたんですけども、済みません、時間が来てしまいました。司法書士さんとして、このオンライン提出について、しっかりとしたサポート体制の確立に御尽力いただきますことを心からお願いを申し上げます。私からの質問、結びとさせていただきますと思います。

どうもありがとうございます。

○鈴木委員長 次に、大口善徳君。

○大口委員 公明党の大口でございます。

今日は、山本参考人、小澤参考人、別所参考人、松森参考人、貴重な御意見を賜りまして、今後の法審議に資するものである、こういうふう

に思つております。

まず、山本参考人、このIT化の議論をずっとリードされてきたわけでございます。著書の中に、IT化は目的ではなく、利用しやすい民事司法を実現する手段にすぎない、そのような観点から、既存の民事訴訟にIT化を単に組み込む守りのIT化ではなく、IT化を契機として利用しやすい民事裁判を積極的に実現する攻めのIT化の発想が不可欠であるということで、今、現時点における技術状況等々、あるいは訴訟環境等とか、今回の改正案というのは最適である、こういうお話でございます。

やはり、どこに住んでいても、そして、どのような状況にある方、例えば障害をお持ちの方、様々な方がいらつしやる、あるいは経済的にも非常に厳しい方もいらつしやる、どのような方も裁判のIT化というものの利便性を享受するということが極めて大事である、こういうふう

に考えておるところでございます。

そこで、今回は訴訟代理人等については義務化されておるわけでありますが、本人訴訟において

は義務化されていません。しかし、できる限り利便性を確保していく必要があると思ひます。まず、その点についてもう少し御説明いただければと思ひます。

○山本参考人 御質問ありがとうございます。

委員御指摘のとおり、やはりこのオンライン化というのは、あらゆる意味で、裁判へのアクセス、利用しやすいものというものを拡大していく一つの切り札になるものだといふふうに私は理解しております。先ほど陳述の中でSDGsのことに触れましたけれども、これは国際的に見ても、やはりそういう、全ての人が、誰もが取り残さずに裁判所にアクセスしていける大きな切り札であるといふふうに考えております。

今回は、弁護士その他代理人への義務化ということになったわけですが、当然のことながら、本人訴訟においてもこれをできるだけ使つていただくということが必要だし、それは当事者のためにもなるということだと思ひます。そのためには、私は、やはり裁判所がこれを、いかに利用しやすい、利用勝手のいいようなものを、システムを構築していただくかということが第一義的に重要といふふうに思つております。

以前、小澤参考人などの御援助でも、韓国のシステムを見させていただいたことがありましたけれども、大変便利にできております。それは、普通の人も、弁護士の代理とかがなくても利用できるようなものになつていたといふふうに思ひますので、日本でも是非そのようなものを実現していただく。普通の人々も何の問題もなく、ITについて一定のあれがあれば利用できるようなものをつくつていっていただきたいというふう

に考えている次第であります。

○大口委員 ITを使うことに慣れていない方、不安に思つておられる方、あるいは、環境的に、物理的になかなかIT技術を使えない、こういう環境にある、そういうことからいいますと、やはり、本人サポートというのが極めて大事です。サポートを受ければこの利便性を享受できるという

ことが大事でございます。

そこで、どういう体制を構築することによつて、できるだけ多くの方々が、訴訟代理人に委任しなくてもこの制度が利用できるようなものか。そういう点で、体制整備について山本先生。

そして、別所参考人はITの専門家であられますので、どういう形でサポートをすればいいのかということ。そして、小澤参考人には、簡易裁判所で、それこそ九三・三五％が本人訴訟ということでありまして、本人に対するサポートをやつてこられた立場からの本人サポートの在り方について御説明をいただければと思ひます。

○山本参考人 ありがとうございます。

本人サポートの問題でありますけれども、第一義的には、やはり、弁護士、司法書士、訴訟手続に携わられる方々が、そのような方々には義務化されるわけですので、本人がアプローチしてきた場合にも、それに対して適切な助言等をしていただく。

そしてそれは、個々の弁護士、司法書士だけではなくて、やはり会として、それはしっかりと、組織的にそのような形を取つていただくということが重要だと思ひますし、また、本人訴訟の場合には、そういう法律家のところにたどり着かないといひますか、たどり着く前に、やはり、まず市町村とか、あるいは法テラスとか、そういうところからアクセスする人もかなり多いのではないかと思つておりますので、そういうところから弁護士会、司法書士会につないでいくというふうなシステムを構築していくということも非常に重要なことなといふふうに思つております。

○別所参考人 御質問ありがとうございます。

サポートといったときに、恐らく二つ考える必要があると思ひます。

一つ、多分私が答えるべきところは、デジタルのデバイスを使うためのサポートということだといふふうに考えています。本来的には、サポートが必要がないように、ユーザインターフェースのところまで丁寧にガイダンスができるのか、そう

いったものをつくっていくことで、できるだけサポートをしていく、手間をかせずに済むというところかなと思っています。

あとは、ほかの領域でも行われていますけれども、デジタルに関してサポートするデジタル民生委員のようなものも少し検討されているというふうに存じますので、そういったような人たちがオペレーションのところはサポートすることができると思っております。

ただ、訴訟の場合、恐らく、それ以上のサポートがないとうまくワークしないかなというふうに考えていて、それはなぜかという点、そもそも、本人の方で、ほとんど知識がない方が、訴状とか準備書面とかというものをきちんと作ることができると、要件をきちんと明確に把握した上で、自分の主張、立証すべきものを立証責任とか主張責任のところに分解して考えることができるのかという点、そういったところが多分その課題であって、そういうところはむしろ、専門家の弁護士と先生ですとか司法書士の先生のとこにたどり着くルートと、山本先生がおっしゃったような形でつくっていくという点、十分には機能しないのではないかなというふうに考えております。

○小澤参考人 御質問ありがとうございます。

司法書士は、今、令和二年四月一日時点で、全国の簡易裁判所の管轄区域の九八・九％に存在をしております。先生御指摘のとおり、簡易裁判所を利用される方々は、紛争の額が少額であることから、迅速に解決をしたいというニーズをお持ちの方が多くございます。こういった意味では、IT化の活用と非常に親和的なんだろうというふうな点で考えているところがあります。ですので、簡易裁判所こそIT化が、国民が望んでいるのではないかと考えているところがあります。

他方で、少額紛争という特性から、その解決に要するコストをできるだけ低廉に抑えたいというニーズをお持ちの方が多いというふうに考えておりまして、すなわち、士業者に委任するにして

も、できるだけ費用を抑えたいという、そういうニーズがあることから、私たち司法書士としましては、簡易裁判所における代理業務はもちろんですけれども、それとともに、書類作成業務としての受任もメニューを提示しまして、まさに当事者の方と二人三脚で紛争解決に当たっているところでございます。

これからは、従来の法律相談や業務に加え、IT支援も加わる点になりますので、当事者の紛争解決コストが下がらないよう、簡易裁判所管轄の紛争を抱える当事者が利用できるような民事法律扶助制度などについても是非とも御検討いただければということをお願いしているところでございます。

ありがとうございます。

○大口委員 そういう点では、これは非常に大事である、こう思っております。山本参考人から、予算といいますか、国においてもこういう本人サポートについての手当てが必要だということも伺いました。

そこで、松森参考人にお伺いさせていただきます。

今、山本参考人から、法定審理期間訴訟手続について、いろいろな手当てをしたということでございます。まず類型化をして、それは除外をする、それから、条文の中で、類型化のできないものについても、それこそ、当事者間の衡平を害し、又は適正な審理の実現を妨げると認めるときは、これは除外する。そしてまた、これは訴訟代理人がついていないことということが前提だということでございます。

そういう状況の中で、通常訴訟に当事者の一方でも移すことができる、裁判官も、相当であるときは、裁判官自身も通常訴訟に移すことができる、こういう手当てもされていて、一定のニーズ、選択肢というものは用意する必要があるんじゃないか、こういうことが山本参考人からの御趣旨だったと思うんですが、これについて、それでもこういう心配があるというふうな点について

て御意見があればお願いしたいと思っております。

○松森参考人 御質問ありがとうございます。

今先生から御質問があった点は、この制度の是非の根幹の部分だと思います。

いろいろ手当てがされているからいいんじゃないかな、感覚的に、まあいいんじゃないかなという方も多いと思うんですけど、法律とか裁判とかを仕事にしております人間からいいますと、やはり、だけれども、裁判制度というのは歴史があつて、今の近代訴訟制度というのは、公開の原則から始まって、審理を尽くす権利を当事者に認めるのか、ずっとそういう議論、実績の積み重ねで今の制度ができていますね。

やはり、この国で、この国は大変優れた国だと思わなければならない、若干、ほかの国の制度に対して、いささかちゃんと見ないところがあるように思っています。法律扶助なんかも、ほかの国は基本法を設けてちゃんと国が出すようにしていたのに、日本が法律扶助の基本法を設けたのは四十年遅れなんです。

この制度についても、手当てされているからいいんじゃないかということじゃなくて、なぜほかの国はこの制度を設けていないのかという調査は要すると思うんですね。それを僕らは学者の方と議論したんですけども、ドイツは、やはりこれは、そういう期間を設けて主張や立証ができなくなる制約があるような制度は、元々、基本的な権利を侵害するおそれがあるということで設けると。だから、リスクや弊害がある制度を設けると自体、やはり問題だということから始めるようです。

二つは、仮に、じゃ、一歩譲って、リスクや弊害のある制度を設けるだけの必要性がどこまであるのか。

さっきもちょっと聞いていただいたように、この制度はこういう場合に使われることがあると言われる、当事者間に争いが無いような事件、そういうようなものについて使われると聞いているんですけども、一体、例えば企業とか国民に、こ

の制度はどういう場合に必要なのか、今の訴訟制度ではできないのかという点、調査ができていないと思うんですね。だから、リスクや弊害があつても、あるいは手当てをしてもこの制度を設けなきゃいけない理由というのがどこにあるのか。

もう一つ言いますと、さっきは申し上げませんでしたけれども、この制度を裁判所が提案されているのは、裁判所にとつてメリットがある、負担軽減になるということをやったり見ておく必要があるのかなと思っております。

○大口委員 時間が参りましたのでこれで終わります。

先生方、本当にありがとうございます。

○鈴木委員長 次に、米山隆一君。

○米山委員 立憲民主党・無所属の会派の米山と申します。

大変すばらしい御意見、大変ありがとうございます。早速御質問させていただきます。

今ほど、IT化ということで、非常に、アクセスを拡大していくことが重要だと。またIT化は、単にITツールを使うということだけではなくて、そこから更に踏み込んで利便性を高めていくことが重要だというお話がございました。その中で、すぐにということではないんですけども、せっかくIT化するのであれば、裁判管轄というものの、もう一から考え直していいのではないかと非常に、私、弁護士なんですけれども、思っております。

特に、私は医療訴訟をよくやるんですけども、そういった専門訴訟に関しては、正直、医療集中部がある東京の裁判の方がはるかに、まあ、そう言うところ怒られるかもしれませんが、やはり医療集中部があるところの方がいい、専門部があるところの方がはるかに楽だということであつて、そういうのはそういうところに、あちこちのところからできる方がむしろいいのではないかなというふうに思っております。

一方、それを部会で質問したところ、そうは
いっても、じゃ、それで地方裁判所とかその支所
をなくしていくのかという話にはなるのでという
ことで、その兼ね合いというのがあるんだと思
うんですけども。是非、管轄ということ、特にI
T化が進んでいる諸外国の例なども参考にしてい
ただいて、管轄をなくすということ、管轄をより
広げていくことだと思ふんですけども、
そういったことについての山本参考人の御意見を
伺いたいと思います。

また、別所参考人には、今度は、ある種の司法
サービスという観点から、管轄を広げるというこ
とに対しての御所見を伺えればと思います。

○山本参考人 御質問ありがとうございます。

委員御指摘の点は、確かに、このIT化が非常
に進んでいき、究極的なところまでいけば、そも
そも日本全国一つの管轄でいいのではないかと
いうようなところまで将来的にはいくということ
は考えられるかと思ひます。

ただ、現時点においては、ここで提案されてい
るIT化の中では、やはりまだ実際に裁判所に行
く場面というのは十分想定されるわけですし、そ
の場合に、特に被告側の管轄の利益、自分の近い
裁判所に行って自分の意見を聞いてもらう、話を
聞いてもらう利益というのは、まだそれを無視す
るということはできない段階ではないかというふ
うに考えております。

その結果、法制審議会でも、当初の議論では、
この管轄というのの一つのテーマというか論議に
はなっていたわけでありましたが、コンセン
サスとして、管轄は現段階ではまだ動かさない
ということでコンセンサスが得られて、今回の提案
では管轄の部分は含まれていない、中期的ある
いは長期的な課題ということになっているものと
いうふうに承知しております。

○別所参考人 御質問ありがとうございます。

デジタル化が本当に進んで、IT化が進んで
いった先には、恐らく、それぞれの人たちの所在
地を問わないというのは当然起きてくるというふ

うに思っています。それは裁判管轄に限らない
とっています。

そのときに起こり得るものということは、恐ら
く裁判所の中の制度も変わる必要があると思っ
ているんですけども、裁判所が裁判所の管轄にと
らわれず、例えば、地方にいる裁判官が東京の訴
訟を受けることができるというようなことも当然
できるようにあります。

建物はどうするのかという課題はあると思うん
ですけども、裁判所という建物そのものという
ものの利用の有用性というのは否定はできない
と思ひますので、例えば、証人尋問とかをきち
んと行うために裁判所の施設を使うとかというよ
うなことというのはまだまだ残るというふうに
思っています。

そういう中で、設備の使い方と、全国に管轄を
広げたときの裁判所の体制をどうするのかとい
うことが整ってくれば、場所を問わず、どこにい
ても、例えば地方にいる裁判官が専門部の所屬と
して活動するというようなこともできるというふ
うに考えていますので、裁判官の人員の分布も含め
て、いろいろな形で管理がしやすくなってくる
というふうに思っていますし、司法サービス自体の
質の向上ということも図ることが可能だといふ
うに思っております。ただ、そのためにはまだま
だ、ITですとかデジタル化を進めていくとい
うことが必要だというふうに考えております。

ありがとうございます。

○米山委員 次に、オンラインで人証調べとい
うことが今回入ってくるわけなんですけれども、こ
れは、ちょっと考えますと、今も参考人からの御
指摘があったとおり、幾らでも不正の手段はある
といひますか、物すごく簡単にカンペを出すとい
う、全然デジタルなカンペを出すというのもあり
ますし、カンペを出さなくても、今度は画面上に
ポップアップで解答が出てくるみたいな、そんな
ことも十分考えられるんだと思ひます。

逆に、それを物すごく排除しようとする、要
は専用端末みたいになつてしまつと、それはもう

IT化の価値が全くなくなる。逆に、汎用の端
末、汎用のPCを使う限りはその手の不正はほ
ぼ排除できないんだと思ふんです。

そうしますと、これを防ぐためには、結局裁判
所である。裁判所でやるんだつたら、そもそもオ
ンラインで証人調べをやる意味はないと思ふん
ですが、それをもし防ぐのであれば、立会人みた
いのを置かない限りは、その可能性を排除するの
は極めて難しいと思ふんです。その辺、山本参考
人にお伺いしたいんですけれども、その辺の可
能性についてはどのようにお考えでしょうか。

○山本参考人 ありがとうございます。

委員御指摘のような懸念というのはやはり従来
非常に強くて、現在の制度は、最寄りの裁判所に
証人が行かないといけないという、会議システム
の尋問はそういう制度になっています。

今回は、それは広げよう、証人の便宜の問題も
ありますし、少し広げていこうということでは
あったわけでありましたが、やはり御指摘のよう
な御懸念というのは法制審議会でもかなり様々な
点から指摘をされました。

結果としては、まず、要件の問題として、両
当事者に異議がない場合というのを一つ今回設け
ました。両当事者から、まあこれは大丈夫だろう
ということであれば、それはオンラインで尋問を認
めてもいいだろうということでありまして。

それから、場所の問題。これは最高裁判所規則
に委ねられたわけでありまして、そのよう
な不正が起これないような場所というのが具体的
な事案の中で裁判所が想定できるのであれば、そ
ういう裁判所外の場所でもできるようにしよう
と、かなり運用の問題に委ねられていて、最近、ど
こでもオンラインというのが問題になっていて、
我々大学でも、期末試験をオンラインでやるとき
に不正をどうやって防止するかという非常に難し
い問題があるわけで、いろいろな技術も開発され
つつある状況にあると思ひますので、そういうよ
うなことも見ながら、裁判所の中で個別の運用を

考えていつていただくところかなというふ
うに私としては思っております。

○米山委員 次に、裁判データの活用について別
所参考人にお伺いしたいんです。

裁判データの活用というのは、私は弁護士を
やっている中で非常に興味のあるところなんです
が、データ量としてこれが一体どのぐらいのもの
なのかというのが余り想像ができなくて、裁判と
いうのは恐らく年間十万件程度で、判決が何文字
なのかちょっと分からないんですけれども、一枚
千文字で十ページぐらいだとすると一萬文字とい
うことで、そうすると、一年間に十億文字ぐら
いデータが出るんだろなと想像されて、十年な
ら百億文字ぐらいたるんだと思ふんです。それを裁
判所のサーバーの中にやるというのは、きつと、
それは裁判所ですから、ほどよくうまくやつてく
れるんだと思ふんですけれども。

今度は、じゃ、それが、当面はなかなか難しい
という話なのかもしれないんですけども、やが
て一般に公開されて、例えば弁護士さんの私な
んかがアクセスして解析できるというふうにな
ったときに、それってできるものなんですかと。それこそ
ちよどやふりにもおられたことだし、一体全
体、それはどのぐらいの量でどのぐらいのパワ
ーを必要なんだろうということをやつとお伺
いしたい。

というのは、医学論文みたいなものでありま
すと、あれはもう膨大なデータベースがあるん
ですが、キーワードでひっかけてせいぜい十個ぐら
いしか論文は出てこないで、解析は簡単なんだ
と思ひます。でも、恐らく民事訴訟で、それは
かなり同じような類型のものはすごくあるの
で、すごいデータががっつと出た場合に、それはもう専門
の会社でなければ分析できないようなものにな
りそうなのか、それとも、意外に個人でも分析で
きるようになりそうなのかということを別所参考
人にお伺いさせていただければと思ひます。

○別所参考人 御質問ありがとうございます。

なかなかお答えするのに難しい御質問をいた

いたと思っています。

データの総量がどのくらいになるかというのが分からないと、全体的にそれを支えられるハードが可能かどうかというのは一概には言えないんですけれども、一般的に言うとおっしゃったような量は、例えば検索のサービスをしているような会社にとってみたら大した量のものではないというふうに考えております。

今、幸いなことに、いわゆるリーガルテックと言われている領域、いろいろな会社が技術のしるぎを削っておりますので、そういう会社がそういうデータを入手して、多分、解析のツールと一緒にいろいろな方々に御提供するというような形になってくるというふうに思っています。大量のデータを特定の法律事務所とか個人の方がお持ちになるのは非常に難しいと思っていますけれども、いわゆるSaaSと言われていてようなサービスで、データと解析ツールをセットに提供していくというようなことが早晚実現するのではないかなというふうに期待しております。

ありがとうございます。

○米山委員 次は、また同じ件について山本参考人にお伺いしたいんです。

判決はある種公文書でしようからそれでいいんですけれども、判決を更に超えてとなると、準備書面のようなものも含めてそういう解析になったときに法的な問題点はあるかということと、また、例えばそれが民間に提供されますよというときに、やはり、個人情報保護法的な観点から、私はオプトアウトしたいんです、私の情報は出してくださいみたいな、そういうものは認める必要があるのかなのかということ。要するに、一般の解析用にそういったデータは出せるのかということについて御意見をいただければと思います。

○山本参考人 ありがとうございます。

やはり大きな問題は匿名化ということだと思います。判決、先ほど私もちょっと御紹介しましたが、

AIで今やろうとしているわけですが、準備書面とか、さらに証拠とかになってきますと、これを完全に、しかもそういうものについては第三者の情報もかなり入っている可能性がある、そういうものを全て完全にうまく消し切れるような、それが信頼できるようなレベルのものになっていくかどうかという、やはり現段階ではなかなかそこで見通すことは難しいだろうと。そうすると、それがあがる程度、個人情報あるいは企業秘密的なものも一定程度出ざるを得ないということとを前提にして、なおそこまでやるだけのニーズというのがそういう準備書面なり証拠なりのところであるのかどうかということになってくるのかなというふうに思っています。

ただ、一つ通常の個人情報と違うのは、裁判所に行けばみんな見えるわけですね、基本的には。閲覧制限等がかかっていない限りはプライバシー情報も企業秘密も見れる。ただ、それをデータベースの形で第三者がアクセスできるかという問題であって、通常の個人情報とは少し違う面もあるうかというふうに思いますが、ただ、なお検討していかなければいけない問題はかなり多いかなというふうに思っております。

○米山委員 それでは、最後に短い質問を一つお伺いしたいんですけれども、IT化が進んでいく中、せっかくなら印紙代を下げるべきだと。アクセスというところに、日本の裁判アクセスの最大の問題点は実は印紙代である。せっかくIT化で手間が減るんだから、印紙代を下げるという議論はないものかと思つてずっと聞いていたの、こちらの御意見を山本参考人と別所参考人にお伺いできればと思います。

○山本参考人 ありがとうございます。なかなか具体的な金額について申し上げることは難しいですけれども、今回は、一つ、従来非常に問題であった郵便の切手代の問題については、それを手数料の方に組み入れるということにしております。その手数料については、かなり実費、今までの統計データをあれされて、実際に費

用ベースで手数料の方に組み入れたというふうに承知しておりますので、絶対的な金額はどうかということはありますけれども、かなり合理化は図られているのかなというふうな印象は持っております。

○別所参考人 御質問ありがとうございます。デジタル化の推進というものの一つのメリットというのは、効率性の追求だと思っています。効率性を追求することによってコストが下がってくるということであれば、いろいろな費用を下げてくるということにつながってくる可能性はあるのではないかなというふうに期待しております。

○米山委員 大変どうもありがとうございます。

○鈴木委員長 次に、前川清成君。

○前川委員 日本維新の会の前川清成でございます。

参考人の先生方、今日は大変貴重な御意見を賜りまして、ありがとうございます。

まず、期間限定裁判に関して松森参考人にお尋ねをさせていただきたいと思うんですが、期間限定裁判が想定している守備範囲、これについて、事実関係には争いはなくて、契約書の解釈だけが争点になっているようなケース、こういうふうなお話がありました。

これは法制審の議論の中でもそういうことが出ていたと思うんですが、松森参考人は弁護士をもう四十年以上しておられると思うんですが、こんな、事実関係に争いがなくて契約書の解釈だけが争われているというふうな事件を経験なさったことがあるのか、ないのか。私は、弁護士三十年を超えました。寄り道もしておりますけれども、全くそんな経験はありません。

この期間限定裁判の守備範囲について御意見を承れればと思います。

○松森参考人 前川議員、御質問ありがとうございます。私、もう答えから申し上げますと、今言われて

いるようなケースは私は余り経験がありません。似たようなことはありますけれども、自慢ではないですが、もしそれを私がやらせてもらえるのであれば、裁判所に行つて、双方が早くやりたいということを裁判官に訴えて、証拠を一遍に出して、主張を書いた書面を出して、裁判官にこを判断してくれと頼めば、言われているような事件は、さつきも申し上げたように、そんなにからからないと思うんですね。

実は、法制審議会の議論の前に、IT化の研究会有りまして、そのときに、三つのケースがこの事件になじむ、こういう事件のために必要じゃないんですよ、なじむというふうな言い方で三つのケースが挙げられました。

一つは、今、前川議員御指摘のような、企業などが事前に交渉があつて争いが無い事件。

二つは、交通事故の事件というふうに言われているんですけども、交通事故の事件でも、御承知のように、後遺症の程度とかが争いになりますと、それはもう簡単じゃありません。だから、例えば過失割合だけが問題になるような事件であれば、今でも六か月ぐらいで和解が終わっているんじゃないでしょうか。したがって、必要性がないように思います。

三つ目は、プロバイダーに対して、名誉毀損されたような人が情報開示請求をする事件でございます。これは昨年春に法律改正ができてまして、この必要性はなくなっています。

したがって、この三つのケースについて研究会ではなじむというふうな言い方をされたんですけども、必要性がないように思います。

国民が求めている、もっと裁判は早くならないんですかと言われているのは、やはり、一年以上かかる、いわゆる普通の事件についての希望だと思つてすよね。それについては、こんな期間限定の裁判をつくつたところで、押し込む、そうしたらまた問題があるわけですから、これでは使えないわけですし、やはり、国民の多くが望んでいるのはもっと普通のケースといえますか、それ

についての手当てが要るだろうと。

それについては、先生方も、あるいは弁護士も、みんなが入って、さつき申し上げたような、裁判官の増員、これも、今年、定員は少し減員するようだけれども、裁判官の希望がないんですね、転勤が嫌だとか、そういうことで、どうしても裁判官を増やせるかなど、知恵を絞って、司法全体の基盤の整備、底上げ、これをする必要があるように思います。

○前川委員 今、松森委員から、最後の方で少し触れていただきましたけれども、現在の実務でも、争点の少ない事件というのは、私は、比較的短期間に終結しているのではないかと思います。長期化する事件、これは、今、松森参考人が少し言及されましたけれども、こういったところに原因があるのか、そして、より審理の期間を短縮するためには、国として、司法として何をなすべきなのか、御意見を承ればと思います。

○松森参考人 日本の司法は、外国に比べてやはり特殊だと言われています。使いやすさという点において劣っているんですね。だから、件数が少ないのは、やはりそこを見直す必要があるんじゃないでしょうか。世界標準でないですもんね。裁判官の数が少ないのもそうです。この間の司法改革で弁護士の大幅増員が図られました。急ピッチで増えています。しかし、裁判官は増えていません。さつき申し上げたように、裁判にお金がかかる問題についても、遅々として進んでいないですね。そういうところをやはり変えていかないと、もともと日本の裁判が使われる、そして早くなるということが難しいんじゃないかなというように思います。

繰り返してですけども、やはり、期間限定裁判に走るんじゃないで、地道に、日本の裁判、司法が、どこが劣っているのか、そこを変えていく。もう一度、第二次司法改革というようなものを弁護士会も考える必要があると思いますし、裁判所も一緒に取り組んでもらいたいなというふうに思っております。

○前川委員 次は、システムに関して別所参考人に教えていただきたいと思うんですが、今回のオンラインでの提出ですけれども、今ファクスで出しているような準備書面などをメールで添付ファイルで送る程度なのかなと思っておりましたら、裁判所の方でシステムをつくって、そこに登録するというふうな形になるそうなんです。

そうなりましたら、それこそ、記憶量というんですか、容量というんですか、その大変大きなシステムをつくらなければならないことになると思います。

もちろん、技術が進歩してそのことぐらいたはやすいのかもしれませんが、それでも、あのみずほ銀行でさえシステムが動かなくなつて大変な混乱が生じた。あるいは、ウイルスに感染して、個人情報様が様々書かれた裁判の記録が漏えいしてしまう。

このIT化というのは、時代の趨勢だとは思いますが、やはり配慮しておくべきリスクも私はあるのではないかと思います。この点について、是非、別所参考人の御意見を承ることができればと思います。

○別所参考人 御質問ありがとうございます。全てのシステムに共通して言えることですけれども、一番重要なことは、セキュリティの確保という点と、それからもう一つは、先ほど銀行の例を出されましたけれども、システムが安定的に動く設計がきちんとされていること、この二点が重要なことというふうに考えております。

特に、セキュリティのところは、サイバー攻撃を含めていろいろなものに民間企業は既に対処しなければならぬという状況になってきておりますので、特に、国と裁判所がつくるシステムについては、堅固なセキュリティの体制というのがないと、安定した運用というのができなくなつたり、使い勝手が悪いだけじゃなくて、データの漏えいというようなことが起こりかねないというところが危惧されるというふうに考えておりますが、そこはしっかりと体制を整えていただ

けるのではないかなというふうに期待はしております。

ありがとうございます。

○前川委員 小澤参考人にお伺いしたいんですが、オンライン提出、司法書士の先生方が始まって十五年ぐらいたつというふうにおっしゃいましたかね。その結果、司法書士の先生方は、法務局に行かなくて済む、その分、楽になったのかもしれませんけれども。

ちよつと利用者という視点で考えてみて、先生方の業務に対してはマイナスかもしれませんけれども、オンライン申請が認められることによって登記申請が簡単になった、その結果、司法書士に委任しなくても、本人で申し立てることができるようになった。この意味で、オンライン申請が利用者にとって利便性が高くなったんだ、こんなことはあるのでしょうか。あるいは、逆に、本人申請は全然増えていませんということになるのか、いかがでしょうか。もし今分かれば、教えてください。

○小澤参考人 前川先生、御質問ありがとうございます。

本日配付させていただいた資料にその点は記載をしているところではあります。不動産登記、商業登記については、もう既に、十五年以上、オンライン申請が行われておりますけれども、本人申請率というのは現在一〇%ということでありまして、その中のオンライン申請率はほぼゼロということになっております。法人登記、役員変更登記についてもこの資料に記載をしているとおりであります。この数字をどう見るかということだろうとは思っております。

しかしながら、法務省も、本人申請がやりやすいようにということでソフトを改善をしているところでありまして、今後、申請の事件にもよると思いますが、オンラインで本人が申請する率というのは一定程度増えてくるのではないかなというふうに感想を持っています。

○前川委員 先ほど山本参考人からも、本人サポートが大切だ、それに当たっては、弁護士や司法書士、あるいは弁護士会や司法書士会の役割が大切だというお話がございました。

ただ、誠に恐縮なんですけれども、弁護士も司法書士も公務員ではありません。その都度、依頼者の方から費用を頂戴して生計を営んでおります。弁護士会も司法書士会も税金で運営されているわけではありません。

そこで、小澤参考人と松森参考人にお伺いしたいのですが、事件の依頼を受けたのではなく、単に書類提出で本人サポートをする、こんな場合にもやはり費用というのは、もちろん先生方のボランティア的な精神でいろいろやっていただけたとは思いますが、しかし全くのボランティアでは経営が成り立たないと思います。この費用についてどう、逆に言えば、手数料についてどうお考えなのか。そして、それは弁護士、司法書士の努力だけでは限界があるので、国に対して、司法に対して、こういう要望があるとかないとか、その辺もお伺いすることができればと思います。

○小澤参考人 御質問ありがとうございます。

先生御指摘のとおり、非常に悩ましい問題だとは思っております。

日本司法書士会連合会としては、冒頭御説明も申し上げましたとおり、そのようなサポートに対して司法書士会に対する何らかの助成が検討できないかということも今検討しているところでございます。

一方、国に対しましては、やはり法テラスにおける何らかの支援がいただければありがたいというふうに考えております。

○松森参考人 御質問ありがとうございます。お答えいたします。

今回の法律では、本人は、義務ではありませんので、裁判所に紙で出すこともできるわけですが、サポートというのがどこまで必要になるのかという点がござります。その際に、前川議員が御指摘ございましたように、民間の業者がやるこ

ようなことで裁判が進むのではないか。ふだんそういうことで裁判をやっていますと、少し裁判官に対する被害者意識があるのかも分かりませんけれども、裁判官はオールマイティーなんですね。もう調べないと言われたら、僕は抵抗のしようがないんです。

そういう裁判の下にあって、こんな制度ができてしまうと、もう僕らとしては致命的だ。国民は早い裁判を望みますから、これでやってくれということになります。事件の背景とか事実説明なんというのはどこかに飛んでしまいそうです。

そういう点で、これはもつともつと審議して、本当に必要なのを見極めてから日本の法律にしたいいただきたいというのが私たちの切な願いでございます。

よろしくお願いします。

○鈴木(義)委員 私は素人だからお尋ねするんですけども、判例主義という考え方で、例えば、自動車の事故というのは年間で何十万件もあるんだそうですね。それが何十年も積み重なって、いろいろな裁判をやったり、和解をしたりなんなりして、その判例に基づいてどうするという話になっていくんです。

私のところの会社の顧問の保険屋さんを話をして、いや、これはこうだ、ああだ、そうだと、裁判にかけても勝てないとか取れないとかという話が事前にあるんですね。だから、裁判所に持ち込む件数が増えるかといったら増えないんです。だって、増える前にジャッジがされちゃっているということになれば、わざわざ裁判所に持ち込む必要性がないじゃないですか。

だから、ITをどんどん駆使して、データをどんどん集めていくこうとする時代はいいんですけれども、そのデータの、誰のものになるのかということですね。裁判所のものになるのか、弁護士の先生のものになるのか、検事の方のものになるのか、あるいは法務省のものになるのか、私たち国民のものになるのか。

国民のものになるというんだったらもつとオー

ブンソースにしていかなくちやいいけないし、いや、そうじゃないんだと、プライバシーのことはあるんですけども、そのところをどうこれから取り扱っていくかというのが、もし四人の先生方に御示唆いただければなと思うんですけれども。あともう一つは、時間がないので、AIの言葉が何回も出てきたんですが、AIに全部を、人間が心服を、預けていいのかというところは私は疑義があると思っています。

幾ら何万、何千、何億のデータがあつて一つの答えを出したとしても、それを人間が受け入れるか受け入れないかというのを、ある程度いろいろな知見を重ねて、ベストとは言わなくてもベターな判断なんだというのを何かと検証しながらやっていて、そのAIが出したものは人間社会で許容できるだろうというふうにしていかないと、このITを進めていく中で、最後は、ミスジャッジをしちゃったというのには誰も検証できない、AIの場合は。それを司法の場でどう捉えるかというのを四人の参考人にお尋ねして、簡潔で結構ですから、お願いしたいと思っています。

○山本参考人 ありがとうございます。

まず、判決の、司法のデータについて、誰のものと、という御指摘がありました。私は、やはり国民のものだというふうに思っています。判決というのは公共財でありますので、これはできる限りオープンソース、オープンデータにしていくという取組が必要であらう、ただ、その前提として、先ほど申し上げたような匿名化というようなことが問題になってくるというふうに思っております。

それから、AIの司法への活用というのは、我々の分野で今非常にホットな話題になっているところでもあります。

私の個人的な意見としては、AIは裁判、司法の補助者にはなり得ても、主体にはやはりなることはできないだろうと。それは一般の国民は受け入れないだろうし、AIというのは過去のデータ、ビッグデータから一つの結論を導くわけで、

やはり創造的な作用というものには限界があつて、司法という局面においては、そういう創造的作用、将来の社会を見据えて一定の法的な判断をしていくという作用も期待されているというふうには思っておりますので、それを全てAIに任せるということは私は妥当ではないというふうに思っております。

○小澤参考人 御質問ありがとうございます。

今後、裁判の中でAIが活用されるかどうかということでございますけれども、裁判例や過去の事例の検索などの場面については間違いなく活用されていくのであらうと思っておりますが、しかしながら、AIに事実認定をさせたり、ジャッジさせたりという、いわゆるAI裁判官といったものについては、現在の国民の感情からして、にわかには受け入れることはできないように考えております。少なくとも、他国より日本国内で率先してそのような要望が出てくるとは思えないというのが私の感想であります。

海外における裁判のIT化の動向を見守りながら、どのような場面でAIを活用するかというのは議論が必要なんだろうというふうに考えております。

なお、ドイツにおける議論では、裁判官の独立性を確保することや、判断基準が明らかでないアルゴリズムによる判決を受け入れることができないという意見が見受けられるということも聞いております。

以上でございます。

○別所参考人 御質問ありがとうございます。

判決のデータについては、裁判の公開というのは憲法上の要請ですので、公開されるべきです。判決のデータそのものは国民のものというふうに考えております。

御質問いただいたAIについては、AIはただのツールですので、AIに依存する必要は全くございません。AIはそもそも限界があつて、AIは課題を見つけることができない。課題を見つけないことができるのは唯一人間です。AIの出した

結果を採用するかどうかのジャッジメントは人間が行うものです。AIが行うものではないです。AIというのはツールにすぎませんから、入口と出口を人が押さえるということが重要だと思っておりますので、そういう使い方をしていくというのが正しい使い方だというふうに認識しております。

以上でございます。

○松森参考人 記録が誰のものかというのは、常に考えていくべき点だと思っております。

なぜなら、検察庁が持つておられる刑事記録なども、なかなか、いろいろな理由をつけて、国民が見る、弁護士が見ることができないというのが現状です。民事の方の記録も、裁判は公開なんですけれども、やはり今の個人情報保護を大事にしながらいかにいうような時代もあつて、国民のものと言いつながら、結局は見るのができないことも多いわけでして、誰のものかという問いかけがいつも必要になってくるんだとは思っております。

以上でございます。

○鈴木(義)委員 四人の参考人の皆様方に感謝を申し上げまして、終わりにしたいと思います。ありがとうございます。

○鈴木(義)委員 ありがとうございます。

○鈴木(義)委員 ありがとうございます。

○鈴木(義)委員 ありがとうございます。

今日は、参考人の皆様、貴重なお話、本当にありがとうございます。

私は、今日は、期間限定訴訟の問題について質問をさせていただきたいというふうに思います。

まず、法制審の部会長でもございました山本参考人にお伺いしたいというふうに思います。先ほど来お話もありましたように、この期間限定訴訟なんですけれども、外国にございますのでしよつかという点。もしないとすれば、なぜないとお考えなのか。また、あるとした場合にどのような危険性、弊害、功罪があるかという点、お伺いをしたいというふうに思います。

○山本参考人 御質問ありがとうございます。

私も、網羅的に調査をしたわけではないので、確かなことをなかなか外国について申し上げることは難しいのですけれども、全くこれと同じ制度があるかといえ、それは多分ないのだろう、私がある限りでは、ないのだろうというふうに思います。

ただ、一定の審理期間を用途として審理を進めていくということを定めているような制度、例えば、イギリスには、マルチトラックというような形で、いろいろなトラックで訴訟手続を進めていく、その中にファストトラックという、一定の早い審理を行っていくような手続類型というものがあるというふうに聞いておりますし、私が専門としているフランスにおいても、一定の期間を当事者で合意をしてそして審理を進めていくという、運用レベルではありますけれども、そのような手続もあるというふうに承知をしております。

訴訟の審理手続との関係で審理をどのように進めるかというのは、やはり、各国それぞれの対応ということになっている、それぞれの国の状況に応じてそれぞれ対応しているのではないかと、いうふうに私自身としては認識をしております、そういう意味で、日本は、これは歴史的に見るとすごく、ある意味長くなりますけれども、司法制度改革のときに審理計画という一定の計画を立てて審理を進めるという手続を設けたわけですから、それがなかなか必ずしもうまくいかない状況にあって、今回このような制度を、実務家等からの御意見もあり、こういう手続を工夫をしたということでは言いにくい分野なのかなというふうに私自身は思っております。

以上です。

○本村委員 ありがとうございます。
続きまして、松森参考人にお伺いをしたいというふうに思いますけれども、この期間限定訴訟の制度は近代訴訟の原則に反するのではないかと、いう御意見が多々ございますけれども、その点、お

伺いをしたいというふうに思います。

○松森参考人 ありがとうございます。
私が近代訴訟制度にないというふうに申し上げましたのは、日本の裁判は、明治時代にドイツの法律を導入したんですね。

アメリカやイギリスは、またちょっと違う制度なんです。アメリカとかイギリスは、デイスカバリーという言葉をお聞きしたと思うんですが、事前に証拠を徹底的に調べることで、全部取れる。費用がかかるという問題はあっても、そうして、実際、真実を明らかにするために、全部そういうものを明らかにして、その上で証人を呼んだりして、判決を出す。したがって、最初の半年ぐらいの間に全部証拠を集めますから、その後も計画的にできます。

日本は、いろいろな理由でそういう制度を取っていない。ドイツと同じような制度をやっているんです。そのときの大原則は、さき申し上げたように、双方は主張、立証を尽くすことができる、裁判官は自分の判断ができるときに初めて結審するという原則を貫いてきているんです。

日本は、明治時代に導入する前、江戸時代は裁判制度がなかったと聞きます。権利という言葉もなかった。やはり日本はそういう点で、百三十年前にドイツの制度を導入して、ようやく今定着させようとしているんですけれども、そのときに、ドイツがまだそんなことをやっていない制度を導入しているのか。

先ほど山本先生の方からは、イギリスのファストトラックとかフランスの運用例もあるということとでしたけれども、やはり私たち弁護士としても、ふだんから勉強しているわけじゃないので、そういうものを報告書として裁判所が提案されるのであれば、それを事前にやはり出してもらって、法律家も国民もみんなで議論してやらないと、法制審議会の先生方だけで決めてしまったというところがやはり一番危惧しているところでございます。

近代訴訟にないというふうに申し上げたのはさっきの点でして、それを、今申し上げたような検討、外国の調査もない、そのまま導入しているのかというところで大変危惧しております。ありがとうございます。

○本村委員 ありがとうございます。

期間限定訴訟につきましては、これまで以上に複雑な審理、複雑で簡略化された判断になるおそれ指摘をされております。誤審の危険性も増大するのではないかと指摘もあるんですけれども、その点、山本参考人、そして松森参考人、お願いをしたいと思っております。

○山本参考人 ありがとうございます。

委員御指摘のような懸念というのは、法制審議会の部会の審議においても、あるいはその中間試案に対するパブリックコメントにおいても、そのような御意見が寄せられました。そのために、様々な制度上の工夫というのを積み重ねてきたわけでありまして。

ここでは繰り返しませんけれども、対象範囲を限定するとか、あるいは、当事者の一方がこれでは駄目だと思ったら、通常の手続に移行して通常の証拠調べ等を行ってもいいとか、その判断に不服があれば、異議の手続、いきなり上訴審に行くのではなくて、もう一回同じ審級で証拠調べ等を行って、もう一回同じ審級で証拠調べ等を行って、複雑な審理にならないよう、あるいは誤審等が起きないように配慮をして、この手続を組み上げていって、最終的には、基本的に、法制審議会の部会においても大多数の委員、幹事から御賛同をいただけたというふうに理解をしております。

○松森参考人 期間を限定するために皆さんの審理にならないか、間違った判決が出ないかということ、今、本村議員からの御質問だと思えます。まさに、その点を多くの弁護士が危惧しているところでございます。

六か月で判断ができないときは通常訴訟に移行するというように制度ができているというように

提案者はおっしゃるんですけれども、実際に、当事者たちは、最初に合意して、六か月で判断してくださいねといつてこの手続を選んでいるわけでしょう。それで、五か月目、六か月目に、いや、これはまだよく分からないところがあるなど良心的な裁判官が思っても、双方当事者が六か月で判決を出してよねと言っているときに、いや、まだ私は判断できないんですわというように、言っている、果たしてこれは移行するのでしょうか。

あるいは、裁判所は、やはり裁判官は、ちゃんと働いてくれて、たくさん事件を処理してもらいたいと思っているわけであって、事件をためると勤務評定が下がると聞いています。田舎の方へ飛ばされるということが多いと聞いていますね。だから、やはりそんなに丁寧はつきり言っているわけにいかぬようですね。

だから、六か月たったときに、ちょっと難しいからといって、それを通常訴訟に移行しますというようなことは、まず期待できないと思います。じゃ、どんなことが起こるんでしょう。もう六か月で、えいやで判決を出すんじゃないでしょうか。

それからまた、いや、いろいろな手当てがあるんです、不服だったからまた異議ができるんです、異議をやっても同じ裁判官なんです。同じ裁判官がどこまで追加して審理してくれると思いますか。六か月の間に、そんなの要らないでしょうと言っておられた裁判官が、いや、通常訴訟になったから、ああ、そうですか、そうしたらこれも調べましょうかと、果たしてそんなようになるのでしょうか。

あるいは、僕らが経験するんですけれども、過失割合の裁判で、こんなもんですよと裁判官がおっしゃって、いや、これはそうじゃないの違いますかと、判決はめつたに変わりました。裁判官が一旦こうだとおっしゃったからなかなか変わらないですよ。

だから、異議ができるからちゃんとこれは手当てができているというのは、実際には合わない。

だから、この手当ては極めて不十分で、本村議員おっしゃるような、ずさんな審理、ずさんな判決にならないかということについては、全然危惧が払拭できていないと思います。

それから、今日は話が出ていませけれども、後で見てくださいたら、判決も簡略化していいということになっているんです。何か、事前に裁判官が、この点だけ書いたらいいですかということをお願いしたら、そこだけ書いたらいいということなんです。そんなような判決をもらっても、高等裁判所へ持っていったって勝てるかどうか分からないじゃないですか。

だから、この簡略化すること自体が、これまでの訴訟とは全然違う発想なんです。全然違う制度をつくらうとしているということを踏まえて、御審議いただきたいと思っています。

○本村委員 ありがとうございます。

先ほども少しお話がありましたように、裁判官が多くの事件を抱えているという問題があるというふうに思います。東京地裁の民事訴訟の裁判官でいいますと、抱えている事件の件数は、一人当たり年間二百十件というふうにお伺いをしております。とりわけ東京地裁は大変だというお話なんですけれども、これで一つ一つの裁判が丁寧に判断、公正にされていくのかということ、そもそも今の現状に不安がございます。

こうした下で期間限定訴訟が入ってくれば、六か月ということなので、そちらが優先をされて通常の訴訟の方が後回しにされてしまうのではないかと懸念がありますけれども、この点について、山本参考人、松森参考人にお伺いをしたいと思います。

○山本参考人 ありがとうございます。

裁判官の担当している事件数、どの程度が適正であるかということは、なかなか一般論として申し上げることは難しいように思います。これは、諸外国でもかなり、私の認識している限りではばらばらで、日本などよりもっとはるかに多い件数を持っている国もあるものと承知をしていると

ころであります。

ただ、いずれにしても、裁判官は、この手続によるということの前提として、当事者からの共同の申立て、あるいはその当事者が申し立てた相手方の同意ということ、当事者の方からやってほしいということの申出があるということが前提になっており、かつ、繰り返し言いますが、様々な要件が課されているわけでありまして、裁判所が、自分がなかなか事件処理が大変だから、当事者にいわば強制をして、この法定審理期間訴訟手続を取っていくということは、にわかには私にはそういうことは考えにくいと思いますし、先ほど申し上げたように、また、これについては是非フォローアップというのをさせていただいて、裁判所の方でも、どのような運用になっているかということ、これは私はチェックをさせていただいていただく必要はあるというふうには思っております。

以上です。

○松森参考人 御質問ありがとうございます。

本村議員が御質問ございました、ほかの訴訟への影響はないんだろうかという点は、私ども弁護士の方の多くがやはり懸念しているところでございます。

先ほども御指摘がありましたように、日本の裁判官、二百件前後の件数を持っておられますよね。山本委員の方は国によって違うということですが、私は、二〇〇三年に日弁連で裁判官の増員について意見書をまとめたときの座長をしたんです。いろいろ調べましたが、少ない国もございまして、オランダあたりは一人で三十件ぐらいしか持っておられないというものを弁護士会の調査では聞いております。

もちろん、いろいろな国があるし、実情は違いますが、やはり聞いていますところ、裁判官には、東京地裁の場合、二百件前後のところ、毎月四十件、五十件の記録が回ってくるんですね。逆に言いますと、四十件、五十件さばかないとたまっていくわけですね。そういう中にあると、どこまで丁寧に審理ができるのか。良心的な

裁判官であればあるほど、悩み、仕事に追われているところだと思います。

この手続がほかに影響はないかと言われれば、この手続は、当初は、主張書面三通、即時取り調べるものしかないということを最高裁は書いていました。したがって、それ以上ほかに影響はないのは大分分かるわけです。ところが、そういうことを書くことと反対が多いものですから、規定を削除しちゃったんですね。そうすると、当事者は六か月の間にいろいろ調べてくれると誤解するんじゃないでしょうか。

だから、この制度は、国民、当事者を惑わせる、よく分からないものを突きつけている、提供していると思うんですね。だから、議員おっしゃるように、これを見た国民は、六か月の間に、普通一年半ほどかかるやつをやってくれると思うんだって出てくると思うんです。一体、そういうことはしないんだというのとはどこに書いてあるんでしょう。

この制度に似た提案をなさった山本教授、十年前に、三、四回で終わる裁判制度を簡易迅速訴訟として提案されているんです。これも分かりますね、三回か四回で終わるんですから。この提案は、六か月しか決めていない、何をやるかは決まていないんです。そういう訴訟ですから、裁判官の中には、いや、丁寧にやっであげようと。そうすると、悪いけれども、ちよつと、もう一つのやつは次に回そうかということだってあり得るわけですし、ほかの事件への影響、ほかの国民への影響がないとは言えないわけです。そういうところも明らかに言っています。明らかに言っていないことが余りに多過ぎる提案だということに思います。

○本村委員 全員に聞けず大変申し訳ありませんでした。貴重な御意見、本当にありがとうございます。

○鈴木委員長 これにて参考人に対する質疑は終了いたしました。

この際、参考人各位に一言御礼を申し上げます。

す。

参考人の方々には、貴重な御意見をお述べいただき、誠にありがとうございます。委員会を代表して厚く御礼を申し上げます。(拍手)
次回は、公報をもってお知らせすることとし、本日は、これにて散会いたします。

午後零時三十分散会

令和四年四月十四日印刷

令和四年四月十五日発行

衆議院事務局

印刷者 国立印刷局

C